

(第六類 第十三號)

第六十五回帝國議會衆議院

健康保險法中改正法律案外一件委員會議錄(速記)第一回

付託議案

健康保險法中改正法律案(政府提出)

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

健康保險法中改正法律案(政府提出)

昭和九年二月二十日(火曜日)午前十時五十
分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 守屋 榮夫君

理事岸田 正記君 理事佐保 留雄君

理事岡田 喜久治君

川口 義久君

松尾 孝之君 伊坂秀五郎君

世耕 弘一君 山下 谷次君

久山 知之君 清水留三郎君

武知 勇記君 増田 義一君

福田 虎龜君

同月十九日委員川口義久君及伊坂秀五郎君
辭任ニ付其ノ補闕トシテ磯部尙君及山田佐
一君ヲ議長ニ於て選定セリ

出席政府委員左ノ如シ

内務政務次官 齋藤 隆夫君

社會局長官 川西 實三君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如
シ

簡易保險局書記官 生田 武夫君

度割、ソレカラ日本ニ於ケル健康保險一人

ル處方箋ヲ發行シマシタ回數竝ニ金額ノ年

度割、ソレカラ日本ニ於ケル健康保險一人

業場ニ使用セラレマスル者ハ、總テ健康保

保

當リノ受療日數、海外ニ於ケル健康保險一
人當リノ受療日數ノ統計、是ハ或ハ配付シ
テアルカモ知レマセヌケレドモ、若シ配付

シテナカッタラ御願シタイ

○守屋委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、本
委員會ニ附議サレテ居リマス案件ハ、健康
保險法中改正法律案竝ニ廢兵院法中改正法
律案デアリマス、之ニ付テ審議ヲ進メテ行

キタイト考ヘマスガ、此際御諸リ致シタイ
コトガゴザイマス、參考資料ハ政府ノ方カ
ラシテ提出サレテ居ルモノガアルヤウデア
リマスガ、委員ノ方々ノ方ガ更ニ御希望ガ
アリマスレバ、此際御申出ヲ願ッテ置キマ

ス

○清水委員 参考資料トシマシテ五六御願
致シタイト思ヒマス、第一ハ醫師法、齒科
醫師法、藥劑師法、茲ニ其施行令、施行規
則、其他關係書類、ソレカラ遞信省ノ簡易
保險局ニ於ケル健康相談所ノ規定ト竝ニ其
關係書類、更ニ健康保險實施以來今日マデ
ノ醫師會ニ支拂タ金額、藥劑師會ニ支拂

タ金額ノ年度割、ソレカラ健康保險ニ於ケ
ル處方箋ヲ發行シマシタ回數竝ニ金額ノ年
度割、ソレカラ日本ニ於ケル健康保險一人
業場ニ使用セラレマスル者ハ、總テ健康保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

保

工場、礦山労働者ノミナラズ、種々ノ事業ニ使用セラル、所ノ労働者、其外少額ノ所得者ニモ健康保險ヲ擴張適用スルノガ宜イト考へマスルガ、我國ノ産業竝ニ國家財政ノ現狀ヲ顧ミマスルト云フト、漸進的ニ保護ノ範圍ヲ擴張スルコトガ、最モ策ノ得タルモノト考ヘラレマスルノデ、今回ハ最モ擴張ヲ必要トシ、且ツ適當ト認メタル部分、即チ現在任意加入トナッテ居リマスル種々ノ事業ノ中ノ、或モノニ從事スル者ヲ強制加入ニシヨウトスル次第アルノデアリマス、以上ノ趣旨ニ隨ヒマシテ、現行法ニ於キマシテ、健康保險ニ任意加入シ得ル事業ノ中デ、第一ニハ鐵物ノ採掘又ハ採取ノ事業、第二ニハ鐵物ノ製造、加工、選別、包装、修理又ハ解體ノ事業、第三ニハ電氣ノ傳導又ハ動力ノ發生、若ハ傳導ノ事業、第四ニハ地方鐵道法又ハ軌道法ノ適用ヲ受クル事業、第五ニハ其他陸上ニ於テ爲ス貨物、又ハ旅客ノ運送ノ事業ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ、以上五ツノ種類ノ事業ニシテ、當時五人以上ノ労働者ヲ使用スル場合ニ限リマシテ、之ニ使用セラル、者ハ、強制保險ノ適用ヲ受クルコト、致シタノデアリマス、斯様ニシテ改正案ニ依テ新ニ強制被保險者トナルベキ者ノ數ハ、約一十九萬人ト相

成ルノデアリマス

國家國民トシテ重要ナル責務デアルト申サ

特ニ收容シテ保護ヲ爲スノ必要アル者ヲ入

院セシムルコト、ナシ、以テ癒兵院ヲシテニシテ主務大臣ノ指定スルモノ、第二ニハ貨物積卸ノ事業、第三ニハ其他勅令ヲ以テ指定スル事業及ビ今回強制保險ノ方ニ入レラル、ニ至リマシタ五ツノ種類ノ事業デアリマシテ、當時五人未満ノ労働者ヲ使用スルモノニ使用セラル、者ヲ任意ニ包括シテ

保険ニ加入スルコトヲ得ルモノトシテ、規定ヲ致シタノデアリマス、以上ガ今回ノ改正ノ要領デゴザイマスルガ、此改正法律案ハ、昭和十年四月一日カラ之ヲ實施スル豫定デアルノデゴザイマスガ、之ヲ實施スル爲ニ豫メ必要ナル事項ニ關シマシテハ、昭和十年一月一日カラ之ヲ施行スル必要ガゴザイマスノデ、此主旨ノ附則ヲ設ケタ次第デアルノデアリマス、他ノ點ニ付キマシテハ、御質問ニ應ジテ御答ヲ申上ゲタイト存ジマス

大正七年以來軍事救護法ノ施行ニ依リマシテ軍人ノ遺家族、傷痍軍人竝ニ其遺家族中生活困難ナル者ニ對スル一般的救護制度モ備ハリマシテ、殊ニ去ル昭和七年ノ同法改正ニ依テ其内容モ著シ改善セラレタノ

在ノ癒兵院ハ移轉改築ヲ必要ト致シマストラシメントスルモノデアリマス、尙ホ現發揮セシメ、時運ノ進展ニ對處スルノ一助ノデ、是ガ新營ニ要スル經費ニ充ツルガ

ノデ、是ガ急務デアルト考ヘルノデアリマス、是ニ於テ政府ハ先づ癒兵院ナル名稱ガ傷痍軍人ノ名譽ヲ表徵スルニ適セザルノ憾ガアリマスルシ、從來其改稱ノ必要ガ感ゼラレテ居リマシタコトニ鑑ミマシテ、之ヲ傷兵院ト

ス付キマシテ、大要説明致シタイト思ヒマス

ハ「傷兵院法」、「癒兵院」トアリマスガ、是ハ名譽アル傷痍軍人ヲ表徵スルニ適當シナ

イ憾ガアリ、曩ニ兵役義務者及癒兵待遇審

右ノ改正ノ結果、第一ニ土木工事、又ハ農作物ノ建設、保存、修理若ハ破壊ノ工事ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ、第二ニハ關係軍事救護法ガアルノデアリマス、右ノ貨物積卸ノ事業、第三ニハ其他勅令ヲ以テ指定スル事業及ビ今回強制保險ノ方ニ入レラル、ニ至リマシタ五ツノ種類ノ事業デアリマシテ、當時五人未満ノ労働者ヲ使用スルモノニ使用セラル、者ヲ任意ニ包括シテ

保険ニ加入スルコトヲ得ルモノトシテ、規定ヲ致シタノデアリマス、以上ガ今回ノ改正ノ要領デゴザイマスルガ、此改正法律案ハ、昭和十年四月一日カラ之ヲ實施スル豫定デアルノデゴザイマスガ、之ヲ實施スル爲ニ豫メ必要ナル事項ニ關シマシテハ、昭和十年一月一日カラ之ヲ施行スル必要ガゴザイマスノデ、此主旨ノ附則ヲ設ケタ次第デアルノデアリマス、他ノ點ニ付キマシテハ、御質問ニ應ジテ御答ヲ申上ゲタイト存ジマス

次ニ癒兵院法中改正法律案ノ提案理由ニ付キマシテ、大要説明致シタイト思ヒマス

ス君國ノ爲ニ一身ヲ捧ゲマシタ傷痍軍人ニガ、之ヲ改メテ癒兵院ハ戰闘又ハ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ、又ハ疾病ニ罹リマシタ者トナルベキ者ノ數ハ、約一十九萬人ト相

對シ、優遇ノ途ヲ講ズル共ニ、軍人及傷痍軍人ノ遺家族ノ保護ヲ厚クスルコトハ、

ス
「傷痍軍人」ト改ムルコトニ答申ガアリマ
シタノデ、是等ヲ斟酌致シマシテ、法律ノ
題名ヲ「傷兵院法」ト改メ「癒兵院」ヲ「傷
兵院」ト改ムルコトニ致シタノデアリマ

「戦闘ノ爲傷痍ヲ受ケ、軍人恩給法ニ依リ增加恩給ヲ受クルモノニシテ、救護ヲ要スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ癆兵院ニ收容ス」ト規定シ、同法施行規則是ハ省令デゴザイマスルガ、此施行規則ニ於キマシテハ、原則トシテ自己ノ資産又ハ勞役ニ依リ自活スルコト能ハザル者ニ限り收容スルト云フ、救貧制度ノ建前ニナッテ居リマシタガ、今回ハ特ニ重キ程度ノ不具廢疾者ヲ收容致シマシテ、適切ナル保護ヲ加ヘルコト、ナン、其程度ハ之ヲ同法施行規則ニ於テ明ニスルヤウニ致シタイト考ヘテ居ルノデアリマス、尙ホ現行法ニ於キマシテハ、戦闘ニ準ズベキ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ、又ハ疾病ニ罹リタル者ハ單ニ公務ニ因ルモノトシテ第二條ニ規定シ、入院ニ關シマシテハ、戦闘ニ依リ傷痍ヲ受ケタル者ノ方ヲ優先的ニ取扱フコト、ナッテ居リマスルガ、是等ノ者ハ

戰鬪ニ因ル者ト同様ニ取扱フコトヲ適當ト認メマシテ、之ヲ第一條中ニ含メタノデアリマス、第二條ハ普通公務ニ因ル者ノミトト同様ニ改正ヲ加ヘタノデアリマス、以上ノ一點ガ今回改正ノ主要ナルモノデゴザイマスルガ、本法ノ改正竝ニ從來ノ實績ニ徵シ、退院命令ヲ發スル場合ノ規定ニ若干ノ改正ヲ加ヘルノ必要ガアリ、又現行法ニ於キマシテハ、「廢兵院ニ收容」ト云フ字句ヲ用ヒテ居リマスルガ、「收容」ト云フ字句ハ、其響キガ如何ニモ本制度ヲ設ケマシタ趣旨ニ適ハナイヤウニ感ゼラレマスルカラ、之ヲ「入院」ト改メ、又大正十二年恩給法ノ制定ニ伴ヒマシテ、現行法ノ條文中ソレゾレ字句其他ニ付テ改正ヲ要スルモノガアリマスルノデ、關係法條ニソレゝ是ガ改正ヲ加ヘタノデアリマス、尙ほ今回ノ收容資格ノ改正ニ依リマシテ、現ニ廢兵院ニ收容中ノ者デ改正法ノ資格ヲ具備セザル者モ相當アリマスルガ、是等ノ者ハ本法ノ改正ニ拘ラズ、其儘引續キ在院セシメ得ルコトニ規定致シタノデアリマス

ク四圍ノ事情ニ變化ヲ來シマシテ、傷痍軍人ノ收容施設トシテハ適當ナラザルニ至リ、且又寮舎ハ約二十六年前ノ建築ニ係ル木造ノ建物デゴザイマシテ、既ニ改築ヲ要スル時期ニ達シテ居リマスルノミナラズ、其設備内容ニ於キマシテモ、時勢ノ進運ニ伴ハザルモノガ少クナイノデアリマス、傷痍軍人ノ處遇上遺憾ナル状態ニアリマスルカラ、政府ニ於キマシテハ昭和九年度ニ於キマシテ移轉改築ヲ爲ス計畫ヲ立て、是ガ新營ニ要スル経費ヲ豫算ニ計上致シタ次第デアリマスルガ、其財源ニ付キマシテハ、之ヲ癆兵院基金ニ求ムルヲ適當ト認メマシテ、之ニ據ラントスルノデアリマス、蓋シ癆兵院基金ハ、癆兵院ニ寄附セラレマシタ不動産、金錢、有價證券ヨリ成り、現シテ居ルノデゴザイマスガ、癆兵院ヲ移轉致シマスルト、現在ノ場所ニ於キマシテ之ヲ保有スル必要ガナクナルノデアリマス、隨テ之ヲ賣却致シマシテ、此賣却代金ノ一部ヲ傷兵院新營ニ必要ナル經費財源ニ充當スルコト、致シタイト考ヘテ居ルノデアリマス、然ルニ傷兵院法第七條ニ於キマシテハ、基金ハ之ヲ蓄積スルコトニ相成ッテ居リマスルカラ、此規定ニ特例ヲ設ケマシ

テ、特ニ基金ヲ使用シ得ル途ヲ拓カネバナ
ラヌノデアリマス、仍テ傷兵院新營ノ經費
ニ充當スル爲ニ、基金ノ中デ五十萬圓ヲ
改正法律ノ附則ニ於テ是ガ規定ヲ設ケタノ
デアリマス、之ニ關聯致シマシテ、附則第三
項ニ於キマシテ基金ヲ一般會計ニ繰入レ使
用シ、之ニ依リテ出來マシタ所ノ土地、建物
其他ノ工作物ハ、之ヲ基金トナスコト、致
シタノデゴザイマスガ、是ハ成ベク基金ノ
減耗ヲ避ケルト云フ趣旨ニ出デタルモノデ
アリマス

テハ、固ヨリ異論ナイノデアリマス、併シ
健康保險法實施以來今日迄ノ成績ニ微シマ
スルト、其運用上不利不便、不合理ノ點ガ
少カラズアルノデアリマス、殊ニ其根幹ヲ
ナシマス醫藥給付ノ制度ニ於テ特ニ其甚シ
キヲ感ズルノデアリマシテ、今日政府ガ改
正案ヲ提出致シマシタ以上ハ、是等ノ點ニ
注意致シマシテ、健康保險法ハ適法公正ノ
モノナラシメナケレバナラヌノデアリマ
ス、私ハ茲ニ勞働能力増進ノ上ヨリ、保險
經濟ノ立場ヨリ、更ニ保健衛生ノ點ヨリ御
同致シタイノデアリマス

第一ニ御同致シタイノハ、健康保險ニ於
ケル醫藥分業ハ、一般ノ醫藥分業ニ先ンジ
テ行フペキモノト私ハ思ウテ居リマスガ、政
府ハ之ニ對シテドウ云フ御考ヲ有ッテ居ラ
レマスカ、私ハ茲ニ醫藥分業ノ是非ヲ論ズ
ルノデハアリマセヌ、日本ニ於テモ歐米ニ
於ケルト同様ニ、醫藥分業ハ法律ノ原則デ
アリマシテ、今日デハ唯經過的例外法トシ
テ、醫師ノ兼業ヲ許シテ居ルニ過ギナイノ
デアリマス、ソレハ第五十回帝國議會ノ當
時、大正十四年三月十八日ノ衆議院本會議
ニ於キマシテ、大口喜六君ノ質問ニ對シ、
時ノ内務大臣若槻禮次郎君ハ次ノ如ク答辯
サレテ居ルノデアリマス、「只今大口君カラ

二箇條ノ質問ガアリマシタ、其第一箇條ハ
今回提出シタル藥劑師法ノ本文ニ於テハ、
調剤ナルモノハ藥劑師ノ爲スペキコトデ
アッテ、其他ノ者ハ出來ヌコトニナッテ居
ル、附則ニ於テ醫師ナリ、齒科醫師ナリ、獸
醫ナリガ調剤ヲスルコトガ出來ルコトニ
ナッテ居ルガ、此規定ハ何時マデモ此通リデ
ハアルマイト思フガ、何時カ之ヲ改メテ本
文通リニ致スヤ否ヤト云フノガ、第一問デ
アリマス、法律ノ規定デ原則ヲ設ケラレテ
居リマシテ、附則ニ於テ經過法トシテ斯ウ
シテモ宜イト云フ規定ノアルコトハ、何時
カハ原則ニ戻ルノガ當然デアリマスカラ、
早晚何時ノトキニカ本則ノ通リニセナケレ
バナラヌト思ヒマス、併シ其時ガ何時來ル
カト云フコトハ、只今大口君ノ述ベラレタ
通り、社會ノ現象ガ變ツテ來マセヌケレバ、
容易ニ實行ガ出來マセヌカラ、私ハ之ガ近
イ間ニ來ルトハ思ヒマセヌケレドモ、早晚
何時カハ本則ニ戻ラナケレバナラヌトスウ
考ヘテ居ルノデアリマス」是ガ政府トシテ
ノ答辯デアリマス、今日分業ニ對シマシテ
ハ御承知ノ如クニ二種類アリマス、一ハ獨逸
ヤ、佛蘭西ヤ、伊太利ヤ、歐羅巴ノ大陸方
面ニ於テ主トシテ行ハレテ居リマス強制分

業デアリマス、一ハ英吉利其他ニ於テ行ハ
レテ居ル自由分業デアリマス、併シ私ハ強
制分業ガ宜イカ、自由分業ガ宜イカ、ソレ
ヲ論ズルノデハアリマセヌガ、其自由分業
強制分業ガ行ハレテ居リマス、世界ニ於テ
殆ド大部分、強制分業ガ行ハレテ居リマ
ス、健康保險ノ第一義ハ勞働力ノ保全デア
リマス、保全ノ目的ヲ達スルニハ、被保險
者ノ疾病ニ對シテ完全ナル醫藥給付ノ途ヲ
講ジナケレバナラヌノデアリマス、完全ナ
ル醫藥給付ノ途ヲ講ズルニハ、醫師、藥劑師
ノ責任ヲ明ニスルコトガ必要デアリマス、
即チ診察ハ醫師ニ、調剤ハ藥劑師ニ一任シ
テ、各々專門的技術ノ誠意ヲ發揮セシムル
コトガ必要ナノデアリマス、今日學校ニ於
キマシテ醫學校ト藥學校ノ區別ガアリ、
各々其專門的ニ研究ヲシテ居ルコトハ明カ
デアリマス、健康保險制度ハ、保險者モ、
被保險者モ對等ノ地位ニ於テ制定セラレタ
モノデアリマシテ、被保險者ハ保險者ヨリ
恩惠的救助ヲ受ケルモノデハアリマセヌ、
即チ被保險者ハ保險者ハ保險者ヨリ
モノデアリマシテ、被保險者ハ保險者ヨリ
被保險者モ對等ノ地位ニ於テ制定セラレタ
モノデアリマス、健康保險制度ハ、保險者モ、
申ガアッタ記憶シテ居リマス、又諮問團體
デアリマス東京商工會議所、實業聯合會、
工業團體デアル工場懇話會、其他勞働團體
デアリマス各勞働黨、其他勞働組合等、健
康保險ニ關係深イ方面ハ大部分醫藥分業ニ
贊成シテ居ルノデアリマス、政府ハ何故之
ヲ實行シナインデアリマスカ、一般分業ガ

シテ醫師カラ受クル藥ハ、粗惡ナル安價藥
品ノミデアルカノ如キ不安ヲ抱カシムルノ
デアリマス、尤モ保印藥品ト稱シマシテ、
健康保險ノ患者ニ對シテハ、他ノ患者ニ對
シテ使用スル藥ト違ツタ粗惡ナル藥ヲ使用
シテ居ル醫者モアルト云フコトヲ聞イテ居
リマセヌガ、サウ云フ噂ヲ聞イテ居リマシ
テ、被保險者ノ一部分デ粗惡ナル藥ヲ恐レ
テ居ルノモ無理カラヌト思ヒマス、是デハ
健康保險ノ目的ハ達セラレヌノデアリマ
ス、東京商工會議所カラ政府ニ答申シタモ
ノ、中ニ、醫藥分業制度ヲ採ルコト、其理由
ト致シマシテ、健康保險醫ハ報酬薄キヲ理
由トシテ醫藥材料粗惡ナル傾向アリ、醫藥
分業ノ制度ニ依リ藥劑師ヲシテ投藥ヲ分擔
セシムルコトハ、此弊ヲ緩和セシムルコト
ヲ得ベキニ依リ、適當ノ時期ニ於テ該制度
ノ實行ヲ考慮セラレンコトヲ望ムト云フ答
申ガアッタ記憶シテ居リマス、又諮問團體
デアリマス東京商工會議所、實業聯合會、
工業團體デアル工場懇話會、其他勞働團體
デアリマス各勞働黨、其他勞働組合等、健
康保險ニ關係深イ方面ハ大部分醫藥分業ニ
贊成シテ居ルノデアリマス、政府ハ何故之
ヲ實行シナインデアリマスカ、一般分業ガ

行ハレナイ以上ハ、健康保険ニ於ケル分業ヲスルノハ早イト云フノデアリマスカ、又一般分業ニ先ンジテ行ク考デアリマスカ、同時ニ行フ積リデアリマスカ、詰リ一付テ先ヅ第一ニ御伺致シタインデアリマスカ、於ケル醫藥分業ハヤラヌノカ、此點ニ付テ御尋ガアリマシタ、健康新業ヲ施行致シマシテ以來、色々ノ批評ハアルノデアリマスガ、非常ニ被保險者ニ取ッテ效果ヲ挙ゲツ、アルコトモ御認メヲ願ヒタイト思ヒマスガ、非常ニ被保險者ノ死亡率ハ年々減少シテ居リマス、或ハ疾病ノ率、例ヘバ女工ノ產褥熱ノ率モ非常ニ減ッテ居リマス、健康新業制度ガ被保險者、即チ労働者ノ健康保持上、勞働力ノ保持上效果ヲ挙ゲテ居ルト云フ點モ十分御認メヲ願ヒタイト思フノデアリマスガ、此健康保険ノ建前カラ申シマスレバ、醫療醫藥ノ事柄ハ、御話ノ通リ根本ノ問題デアリマシテ、非常ニ吾々モ之ヲ重視致シテ居ルノデアリマス、ソコデ此問題ニ付テ、從來屢々醫藥分業ニ致シテハドウカト云フ要求モアリ、又其說モアルノデアリマス、其中醫藥分業論ナルモノハ、一般醫

業、藥業ニ付テ既ニ既ニ論議サレ、又法制上原則的ニ之ヲ認メラレテ居リナガラ、現在經過的ニ其分業が實際行ハレテ居ナイト云フコトハ、御述ベノ通リデアリマスルガ、ソレハドウ云フコトデサウ云フ風ニナッテ居ルカト云フ、固ヨリ我國ニハ醫療制度、開業醫制度ト云フモノガアッテ、實際ニ患者ガ此開業醫ノ制度ニ依ツテ醫療ヲ受ケテ居ル、開業醫ハ藥ガ高イトカ、或ハ不親切ダトカ、色々言ヒマスガ、併ナガラ、私ハサウ云フ悪イ點モ中ニハアルコト、思ヒマスガ、兎ニ角一般民衆ハ今日ノ醫者ノ制度ヲ認メテ、是ガ行ハレテ居ル譯デアリマス、ソコデ健康保険被保險者トシテモ、亦此一般ノ慣習、世間ノ一般ノ慣習ニ據ツテ之ヲ便宜致シテ居ル次第デアリマス、隨テ一般ノ醫藥分業ト云フコト、離レテ、健康保険ダケガ醫藥分業ヲ致スト云フコトハ、中々ムヅカシイコトデアルト思ヒマス、私ハ今一般醫藥分業ヨリ先ンジテ健康保険ニ於テ、醫藥分業ヨリ先ンジテ健康保険ニ於テ、醫藥分業ガ出來ルトカ出來ナイトカ申スノデハアリマセヌケレドモ、左様ナ狀態デアリマスカラ、是ハ十分研究シタ上デナケレバ、又一般民衆ガソレヲ十分納得シテ行ハレルヤウニナラナケレバ、實行ハムヅカシイト思ヒマス、又現在ノ健康保険醫ハ數方

業、藥業ニ付テ既ニ既ニ論議サレ、又法制上原則的ニ之ヲ認メラレテ居リナガラ、現在經過的ニ其分業が實際行ハレテ居ナイト云フコトハ、御述ベノ通リデアリマスルガ、ソレハドウ云フコトデサウ云フ風ニナッテ居ルカト云フ、固ヨリ我國ニハ醫療制度、開業醫制度ト云フモノガアッテ、實際ニ患者ガ此開業醫ノ制度ニ依ツテ醫療ヲ受ケテ居ル、開業醫ハ藥ガ高イトカ、或ハ不親切ダトカ、色々言ヒマスガ、併ナガラ、私ハサウ云フ悪イ點モ中ニハアルコト、思ヒマスガ、兎ニ角一般民衆ハ今日ノ醫者ノ制度ヲ認メテ、是ガ行ハレテ居ル譯デアリマス、ソコデ健康保険被保險者トシテモ、亦此一般ノ慣習、世間ノ一般ノ慣習ニ據ツテ之ヲ便宜致シテ居ル次第デアリマス、隨テ一般ノ醫藥分業ト云フコト、離レテ、健康保険ダケガ醫藥分業ヲ致スト云フコトハ、中々ムヅカシイコトデアルト思ヒマス、私ハ今一般醫藥分業ヨリ先ンジテ健康保険ニ於テ、醫藥分業ヨリ先ンジテ健康保険ニ於テ、醫藥分業ガ出來ルトカ出來ナイトカ申スノデハアリマセヌケレドモ、左様ナ狀態デアリマスカラ、是ハ十分研究シタ上デナケレバ、又一般民衆ガソレヲ十分納得シテ行ハレルヤウニナラナケレバ、實行ハムヅカシイト思ヒマス、又現在ノ健康保険醫ハ數方

澤山アリマス、醫者ノ數ハ非常ニ多イノデアリマシテ、其極ク一部分ガ健康保険醫トナッテ居ルノデアリマスガ、其數ガ又相當ニ多イノデアリマス、併シ藥劑師ノ數ハ極メテ少數デアリマシテ、醫藥分業ト云フコトヲ健康保険被保險者ノ爲ニ行フト云フコトモ、今直チニ行フト云フコトハ非常ニ實質上困難デアラウト思ヒマス、又一般ノ被保險者ガ醫者ノ所ニ行キマスト、差別的ニ特ニ惡イ安イ、若クハ效ガナイ藥ヲ呉レルト云フヤウナ不信用ガアルト云フ點ヲ御指摘デアリマシタガ、健康保険制度開始ノ當時ニ在リマシテハ、色々本法ノ趣旨ガ十分徹底セザリシガ爲ニ、醫師ノ取扱モ十分デナク、爲ニ被保險者ニ不快ノ念ヲ與ヘタコトモアッタカト思ヒマスルガ、今日デハ其點ハ非常ニ改善サレテ居ルト思ヒマス、併シ多數ノ醫師ノ中ニ、若シ不正ノ者ガアルヤウデハ甚然ルニ醫師ニ對シ藥價報酬ヲ支拂ハレテ居ル、ト云フコトニナッテ居リ、同一ノ法令ノ支配下ニ於テ、斯ノ如キ差別の待遇ト云フモノヲ何故ナサレテ居ルカ、甚ダ其間不公平ノシテ、不正ノ者ガアレバ、保險醫ノ資格ヲ取消スト云フヤウニ致シテ居ツテ、其點ハ十分努力ヲ致シテ居ルノデアリマス、斯様ナ次第デアリマシテ、只今ノ御尋ニ對シマシテノリマス、「醫師ノ報酬ノコトニ付テノ御尋モ嫌ナキヤ」、斯ウ云フ質問ガアリマス、之ニ對シテ政府委員ハ斯ウ云フヤウニ答ヘテ居リマス、「醫師ノ報酬ノコトニ付テノ御尋モアリマシタガ、醫師ト藥劑師トハ、自ラ其業務ノ方法等モ異ツテ居リマス、醫師ハ單ニ藥剤ヲ調製スルノミデナク、診察、診斷等モ併セテ致スノデアリマスカラ、兩者ノ取

扱ハ全然同一ニナルト云フコトハ不可能デ
アルト考ヘテ、今日ノ制度ガ出來テ居ル次
第デアリマス」斯様ニ答ヘテ居ル、此答ニ
依リマスルト、醫師ノ此一劑一點、藥一日
分二十錢ノ中ニハ診察料ヲ含ンデ居ルト云
フ御考ノ下ニ斯様ナ答辯ガアルノデアリマ
スガ、焉ゾ知ラン、診察料ハ此二點ノ報酬
ヲ取ッテ居リマス、サウスルト云フト、醫師
ガ發給致シマスル藥ハ、一劑一點トシテ二
十錢ノ勘定ヲ取ッテ居ラレ、診察料ハ自ラ別
ニ取ッテ居ル、然ラバ藥劑師ノ方ガ原價ノ上
ニ調劑手數料ト云フモノデ、合理的徵收ヲ
致シテ居リマスノトハ非常ニ茲ニ不公平ナ
差異ガアルコトハ明カナコトデアリマス、
此點ニ付テハ非常ナ思達ガアラレルノデハ
ケヲ一ツモウ一遍確カメテ置キタイ

○丹羽政府委員

本會議デ私ノ申上ゲマシ
タコトニ關聯シテノ御質問デアリマス、本
會議デ私ノ申述ベマシタコトガ、質問ノ要
點ニピッタリ當ッテ居ラナカッタヤウニハ思
ハ、詰リ醫師ハ初診料ハ計算致シマスケレ
ドモ、再診以下ノ者ハ報酬ヲ取ッテ居リマ
セヌ、ソレカラ又再診、初診以後ニ於テ、
始終藥劑ヲ貰フト云フ以外ニ病人ノ一切ノ

世話ヲ致シテ居リマスルガ、ソレ等ノ點ハ
別段ニ獨立シタル報酬トシテハ計算シテ
居リマセヌ、ソレ等ノ點ヲ私ハ申シタノデ
アリマス、唯御質問ノ點ハ、調劑ノ計算方
式ノ問題ヲ主トシテ述べラレテ居ルト思ヒ
マスルカラ、ピッタリ其處ニハ當ッテ居ラナ
カッタカト思ヒマス、ソコデ計算方式ノ問
題ハ別ニ御尋ガアレバ又御答ヲ致シタイト
思ヒマスガ、計算方式ハ色々今申述ベタヤ
ウナコトモアリ、又色々沿革モアリマシ
テ、現在ノヤウニナッテ居リマスカラ、御
尋ガアレバ別ニ御答ヲ致シマス

○清水委員 私ノ先程ノ質問ニ關聯致シマ
シテ武知君カラ質問ガアリマシタ、私ハ先
づ其點ヲ先ニ決メマシテ、ソレカラ先ノ問
題ニ移リタイト思ヒマス、只今社會局長官
ハ初診料ハ取ルガ、再診料ハ取ラヌ、故ニ再
診ノ場合ハ、診テ貰ッテ藥ヲ貰フヨリハ、唯
單純ニ藥ヲ貰ヒニ來ルコトガ多イノデス、
詰リ初診ヲシテ貰フカ、或ハ再診ヲシテ貰
フカ知レナイガ、唯單ニ藥ヲ貰ヒニ行ク、
サウシテ漸ク三日ニ一遍トカ、四日ニ一遍
位カニ診テ貰ヒマス、多クノ場合ハ唯使ラヤ
ルトカ、或ハ自分ガ行クトカシテ行ッテ、唯

藥ヲ貰ヒニ行ク、之ニ對シテ一々再診料ヲ
含ンダ藥ヲ貰フト云フコトハ、隨分患者ニ
對シテ不公平ナ話デアル、嘗テ日本藥劑師
会カラ確カ社會局ニ申出タト思ヒマスガ、
其八百萬圓ノ中ノ四百萬圓位ガ治療費、四
百萬圓位ハ藥價ト私共信ジテ居リマス、約
半分位ダト思ヒマス、其半分ノ藥價ヲ假リ
ニ四百萬圓ト致シマシテ、日本藥劑師會ノ
要求ハ其六割ヲ以テ支辨ヲスル、詰リ藥劑
師會ニ於テハ、四百萬圓ヲ、同ジ藥デ二百四
十萬圓ヲ以テ引受ケルト云フ風ナコトヲ社
會局ニ申出タノデアリマス、若シ日本藥劑
師會ノ要求ニ從ヒマシテ、此六割デヤッタ
ナラバ、茲ニ百六十萬圓浮ク、此百六十萬
圓ノモノヲ以テ再診療ニ當テレバ宜クハナ
イカ、サウスルナラバ普通ノ藥ト同様ニヤ
レル、殊ニ醫者カラ貰ヒマスル藥ヨリハ、藥
劑師ノ方ガ新ラシクテ却テ效能ガアルカモ
知レナイ、サウ致シマスルナラバ醫者ニモ
利益デアリ、藥劑師ニモ利益デアル、故ニ
シテ此中ニハ色々ナモノガ含マッテ居ルノ
デアリマスガ、之ヲ御話ノヤウニ分別ヲシテ
制度ヲ設ケルト云フコトハ、餘程研究ヲ要
スル事柄デハナイカト思ッテ居リマス、ソレ
デ今直チニドウト云フ風ニ之ヲ改善スルコ
トハムヅカシクナイカ、斯ウ思ッテ居リマ

○丹羽政府委員 醫師ノ藥劑報酬ニ付キマ
シテハ、オ話ノヤウニ或ハ二度目ニ來タ者
ヲ診テヤル時モアリ、或ハ診察ヲヤラナイデ
薬ダケヲ貰フ時モアルシ、又藥ヲ貰フト云
フ以外ニ、一日ニ何回カ患者ノ状態ヲ聞イ
テ、適當ニ處理ヲ教ヘルトカ、色々ソレハ各
病氣、各患者ノ状態、ソレニ依ッテ色々アルト
私ハ思ヒマス、ソコデ結局今日出來テ居ル報
酬ノ計算方式ノ問題ニナリマスガ、左様ナ
一々ノ場合ヲ決メルト云フコトガ、日本ノ
現在ノ開業醫制度ノ下ニ於テ非常ニムヅカ
シイ、ソレハ合理的ニ中々計算ガ出來難イ
ト云フヤウナコトモ茲ニ考ニ入レナケレバ
ナラヌト思フノデアリマス、現在ノ制度ハ
健康保險ノ當初ニ當リマシテ、健康保險經
濟ノ將來ト云フヤウナコトモ併セテ考ヘ、
又現在ノ開業醫制度ノ現狀ト云フヤウナ各
種ノ點モ考ヘマシテ、日本醫師會ト契約ヲ
シ、一定價格デ請負ハセ、サウンテ其請負
ハセル基ハ一人一年幾ラト云フ人頭割制度
ニ依ッテ行ハレテ居ルノデアリマス、隨ヒマ
シテ此中ニハ色々ナモノガ含マッテ居ルノ
デアリマスガ、之ヲ御話ノヤウニ分別ヲシテ
制度ヲ設ケルト云フコトハ、餘程研究ヲ要
スル事柄デハナイカト思ッテ居リマス、ソレ
デ今直チニドウト云フ風ニ之ヲ改善スルコ
トハムヅカシクナイカ、斯ウ思ッテ居リマ

スガ、併ナガラ此間福田サンカラ御話ガアッタヤウニ、醫療ガマダ安クテイカヌト云フ說モアリ、高クテイカヌト云フ說モアッテ、兩方トモ吾々ニ頻ニ懇ヘテ來ルノデアリマス、是ハ吾々ト致シマシテハ高クテハ困ル、安過ギテモ甚ダイカヌト云フノデ、實地ニ付テ是ハ醫療ノ内容等ヲ今日研究シテ居ル次第アリマス、其上デナケレバ中此問題ハ讓ル譯ニハ行カナイノデハナイカト思ヒマス

○清水委員 只今ノ御答辯ノヤウニ、現在

ノ制度ノ下ニ於テハ或ハ困難デアルカモ知

レマセヌ、ソレハ私共推察致シマス、併ナ

ガラ根本ハ變ヘナケレバナラヌカモ知レマ

セヌガ、何レニシテモサウ云フ點ニ付テハ

相當ノ御考慮ヲ願ヒマシテ、御研究ヲ願ヒ

タイノデアリマス

初メノ私ノ質問ニ移リマスガ、先程社會

局長官ハ大分健康保險モ知レ渡ツテ效果的

ニナツテ來タ、是ハ私共認メマス、併シ是ガ若

シ初メカラ丁度遞信省ノ簡易保險局ノ健康

相談所ニ於ケルヤウニ囁託醫制度ニシテ、

サウシテ診療ヲ託スル、或ハ藥ハ藥劑師ニ

ヤラセルト云フヤウニスレバ、モット效果的

ニナリハシナイカト云フヤウニ、效果的ト

云フノハ程度ノ問題デアリマス、寧ロ初メ

アッタヤウニ、醫療ガマダ安クテイカヌト云フ說モアリ、高クテイカヌト云フ說モアッテ、兩方トモ吾々ニ頻ニ懇ヘテ來ルノデアリマス、是ハ吾々ト致シマシテハ高クテハ困ル、安過ギテモ甚ダイカヌト云フノデ、實地ニ付テ是ハ醫療ノ内容等ヲ今日研究シテ居ル次第アリマス、其上デナケレバ中此問題ハ讓ル譯ニハ行カナイノデハナイカト思ヒマス

○清水委員 只今ノ御答辯ノヤウニ、現在

ノ制度ノ下ニ於テハ或ハ困難デアルカモ知

レマセヌ、ソレハ私共推察致シマス、併ナ

ガラ根本ハ變ヘナケレバナラヌカモ知レマ

セヌガ、何レニシテモサウ云フ點ニ付テハ

相當ノ御考慮ヲ願ヒマシテ、御研究ヲ願ヒ

タイノデアリマス

初メノ私ノ質問ニ移リマスガ、先程社會

局長官ハ大分健康保險モ知レ渡ツテ效果的

ニナツテ來タ、是ハ私共認メマス、併シ是ガ若

シ初メカラ丁度遞信省ノ簡易保險局ノ健康

相談所ニ於ケルヤウニ囁託醫制度ニシテ、

サウシテ診療ヲ託スル、或ハ藥ハ藥劑師ニ

ヤラセルト云フヤウニスレバ、モット效果的

ニナリハシナイカト云フヤウニ、效果的ト

云フノハ程度ノ問題デアリマス、寧ロ初メ

カラ根本的ニ改正ヲシテ居タラ、今少シ

外國ニ較ベテ治療日數ガ長イ、外國ハ何處

デモ短カイガ、是ハ分業制度ガ行ハレテ居

ル結果デアラウト思フ、ダカラモウ少シ根

本的ニ元ニ立戻ツテ御研究ヲ願ヒタイ、此處

デ一寸申上ダテ置キタノハ、只今大分被

保険者ノ方ハ現在ノ制度ヲ喜ンデ居ルト云

コトデゴザイマシタ、併シソレハ何カ統

計的ニ御調べデアリマシタカ、所謂各事業

主、労働者ナリニ對シテ一々諸問デモ發

シテ其結果ニ依ツテ、具體的ノ事實ガアッテ

ノ御答辯デアリマスカ、或ハ單ニ抽象論

デゴザイマセウカ、又醫師會以外ニ於テ此

健康保險ノ分業ニ反對シテ居ルト云フ團體

ガアリマスレバ、ソレハドウ云フ風ナ團體

デアルカ、ソレヲ具體的ニ御示シ願ヒタイ

ノデアリマス

○丹羽政府委員 健康保險ノ趣旨ガ徹底的

ニアルカ、ソレヲ具體的ニ御示シ願ヒタイ

ノデアリマス

○丹羽政府委員 健康保險ノ趣旨ガ徹底的

ニアルカ、ソレヲ具體的ニ御示シ願ヒタイ

ノデアリマス

○丹羽政府委員 健康保險ニ於ケル醫藥分

業制度ニ反對シテ居リ、積極的ニ其意見

ヲ表明シテ居ルノハ醫師會デアリマス、其

モサウ云フ聲ヲ聞キマス、又係ノ方ニ感謝

状ノ參ッテ居ル點ヲ見マシテモ、大體ニ於テ

今日喜バレテ居ルト云フ考ヲ持ツコトハ至

當デアルト思ヒマス

○清水委員 唯抽象的ノ御話デアリマシ

テ、是ハ私共ト解釋ガ違ヒマス、私ハ群馬

縣デアリマシテ工場ノ非常ニ多イ所デアリ

マス、私ノ國ノ方ノ工場ノ職工並ニ工場主

カラ聽キマスト、非常ニ不滿ガ多イ、殊ニ

工場主ノ不滿ト云フモノハ、ドウモ職工ガ

シテ其結果ニ依ツテ、具體的ノ事實ガアッテ

ノ御答辯デアリマスカ、或ハ單ニ抽象論

デゴザイマセウカ、又醫師會以外ニ於テ此

健康保險ノ分業ニ反對シテ居ルト云フ團體

ガアリマスレバ、ソレハドウ云フ風ナ團體

デアルカ、ソレヲ具體的ニ御示シ願ヒタイ

ノデアリマス

○丹羽政府委員 健康保險ノ趣旨ガ徹底的

ニアルカ、ソレヲ具體的ニ御示シ願ヒタイ

ノデアリマス

○丹羽政府委員 健康保險ニ於ケル醫藥分

業制度ニ反對シテ居リ、積極的ニ其意見

ヲ表明シテ居ルノハ醫師會デアリマス、其

モサウ云フ聲ヲ聞キマス、又係ノ方ニ感謝

状ノ參ッテ居ル點ヲ見マシテモ、大體ニ於テ

今日喜バレテ居ルト云フ考ヲ持ツコトハ至

當デアルト思ヒマス

○丹羽政府委員 健康保險ノ趣旨ガ徹底的

ニアルカ、ソレヲ具體的ニ御示シ願ヒタイ

ノデアリマス

○丹羽政府委員 健康保險ノ趣旨ガ徹底的

ニアルカ、ソレヲ具體的ニ御示シ願ヒタイ

<p

場懇話會ナリト云フ、寧ロ資本主並ニ勞働

者側ニ非常ニ多イノデス、是ハ相當ニ御認
デアラウト思ヒマスガ、其事實ヲ御認デス
カ、ドウカラ御伺致シマス

○丹羽政府委員 醫藥分業ヲ要求シテ居ル
者ガ、労働者團體ニモアーネコトモ認メマ

ス、資本家側トシテモ、ハッキリ全體ガサウ
云フコトヲ考ヘテ居ルトマデ吾々ハ考ヘマ
セヌガ、サウ云フ意見ヲ有ッテ居ル人モアル
ト思ヒマス、併シ全體ノ意見デアルトマデ
吾々ハ考ヘテ居リマセス

○清水委員 先程私ハ質問ノ中ニ、東京商
工會議所ヨリ醫藥分業ニ對スルコトニ付テ
社會局ニ答申ガアタト云フコトヲ聞イテ
居リマスガ、ソレハ御認テゴザイマスカ

○川西政府委員 ソレハゴザイマシタ
○清水委員 更ニ健康保險ニ於ケル今日醫
藥ノ強制分業ヲ行ハナイ國ガ何處カニアリ
マスカ、私共ノ知ツテ居ル範圍ニ於キマシ
テハ、何處ノ國デモ健康保險其他之ニ關

係スルモノハ醫藥分業ノ強制分業ヲヤッテ
居ルト思ヒマスガ、英吉利ノ如キハ一般ニ
對シテ自由分業デスケレドモ、健康保險ニ
對シテハ強制分業ヲヤッテ居リマス、其他外
ノ國ニ強制分業フヤラヌ國ガアリマスカ、
ソレノ御調ガアリマスルナラバ、御知ラセ

ヲ顧ヒタイ

○川西政府委員 其點ニ付テ特ニ調べテア
リマセヌガ、大抵ハ強制分業ヲヤッテ居リ、
英吉利ダケガ自由分業ヲヤッテ居ルト云フ
コトデゴザイマス

○清水委員 私共ハドウモ此健康保險ニ於
ケル自由分業ヲシテ居ルト云フノハ日本ダ
ケデ、是ハ世界ノ變則ダト思ツテ居リマス、
是ガ日本ノ爲ニ善イカ惡イカ、今モ政府委
員ガ說明サレテ居ツテ、醫師會以外ニハ別ニ
現在ノ制度ヲ是認シテ居ラス、寧ロ商工會
議所ナリ、或ハ労働團體ナリガ、強制分業
ヲ要求シテ居ル、詰リ利害關係以外ノモノ
ハ之ヲ要求シテ居ルノデアリマスカラ、此
根本ニ付キマシテハ政府ニ於テ至急ニ能ク
具體的調査ヲシテ戴キタイト思ヒマス、調
査ヲ願ツテ、出來ルモノナラバ早ク健康保險
ノ實際ノ效果ノアルヤウニ御骨折ヲ願ヒタ
イト思ヒマス、サウシテ私ハ次ノ質問ニ移
リマス

○川西政府委員 ソレハゴザイマシタ
○清水委員 更ニ健康保險ニ於ケル今日醫
藥ノ強制分業ヲ行ハナイ國ガ何處カニアリ
マスカ、私共ノ知ツテ居ル範圍ニ於キマシ
テハ、何處ノ國デモ健康保險其他之ニ關
係スルモノハ醫藥分業ノ強制分業ヲヤッテ
居ルト思ヒマスガ、英吉利ノ如キハ一般ニ
對シテ自由分業デスケレドモ、健康保險ニ
對シテハ強制分業ヲヤッテ居リマス、其他外
ノ國ニ強制分業フヤラヌ國ガアリマスカ、
ソレノ御調ガアリマスルナラバ、御知ラセ

現在ノ此祕密治療ノ弊ヲ直サナケレバ、
ドウモ誤診、誤藥ノ責任ノ歸著ガナイノデ
アリマス、此健康保險法規ノ中、施行令ノ
第七十六條ニハ「前條ニ規定スル醫師又ハ
齒科醫師處方箋ヲ交付シタルトキハ被保險
者ハ保險者ノ指定シタル藥劑師中自己ノ選
定シタル者ニ就キ藥劑ヲ受クルコトヲ得」
ト云フ規定ガアリマシテ、更ニ施行規則ノ
第五十條ニ「保險醫被保險者ヨリ處方箋ヲ
求メラレタルトキハ、正當ノ事由アルニ非
サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス」ト云フ規定ガ
ゴザイマス、併シ此施行令並ニ施行規則其
他ヲ見マシテモ、若シ醫者ガ拒シダ場合ニ
於ケル罰則ノ規定ガナインデアリマス、何
等罰則ノ規定ハ見當リマセヌ、私ハ茲ニ何
故政府ガ罰則ノ規定ヲ設ケナカッタカ、又設
ケナカッタ其根本ノ理由ヲ承リタイノデア
リマス、其前提トシテ申上ガタノニアリ
マスガ、今日ノ制度ニ於キマシテ、患者ヲ
診察スルノハ醫者デアリマス、藥ヲ盛ルノモ
医者デアリマス、若シ私共ガ病氣ニナッテ、
誤診ノ結果死ヌ、誤藥ノ結果死ヌト云フ場
合ニ於テモ、此死亡證明書ヲ書クノモ亦醫
者デアリマスガ、サウスルト私共ハ自分ノ
生命ガ實際不安心デ堪ラヌノデアル、私ハ
多年外國ニ居リマシテ、外國ノ實例ヲ知
テ居リマスガ、向フデハヤハリ醫藥分業ガ
行ハレテ居ルノデ、醫者カラ處方箋ヲ貰
テ、サウシテ藥ハ藥屋カラ貰フ、現ニ私自
身ト致シマシテハ、日本ニ歸ツテ來マシテカ
ラモ、主ニ醫者カラ處方箋ヲ貰ヒマシテ、
ヤウニ、工場主トノ關係ニ於テ、談合シテ

マスト、醫者ハ中々良イ藥ハ高イノデ盛リ
マセヌ、寧ロ處方箋ノ場合ハ良イ藥ヲ盛ツ
テ居ルノデアリマス、更ニ責任ノ程度ニ於
キマシテ、若シ自分ガ誤診ノ結果死ンダト
云フナラバ、是ハ醫者ニ對シテ損害ヲ要求
スル權利ガアル、又誤藥ノ結果死ンダノナ
ラバ、是ハ藥劑師ニ損害ヲ要求スル權利ガ
アル、サウスルト私共之ヲ注意シテ居リマ
ス、此點カラ申シテモ私共分業制度ヲ心カ
ラ主張シテ居ル者デアリマス、サウシテ今
日知識階級ノ中ニ於キマシテハ、私共知ツテ
居ル範圍内ニ於テハ事實上ニ於テ醫藥分業
ヲ行ツテ居リマス、是ハ當然ノコトデアリ
マス、健康保險法ニ於キマシテハ、醫者ガ
十分ニ診察料ヲ受ケルコトガ出來ナイ爲
メ、處方箋ノ發行ヲ喜バナイ傾向ガ大分多
イノデアリマス、偶々醫者カラ進ンデ處方箋
ヲ出ス時ニハ、其藥ガ高イノデアル、自分
ガ藥ヲ出シテハ損ダト云フ場合ニ處方箋
ヲ出ス場合ガ多イノデアリマス、患者カラ
要求ガアタ場合ニ、處方箋ヲ發行シナケレ
バ刑罰ニ處セラレルト云フ規定ガナケレバ
中々出シマセヌ、ドウシテモ私共刑罰規定
ガ必要ダカラト思ヒマス、先程私ガ申シタ
ヤウニ、工場主トノ關係ニ於テ、談合シテ

等ヲ矯正スル上ニ於キマシテ、或ハ今社會局長官ガ言ハレマシタ工場主側ニ於テヤルト云フコト、是等ヲ矯正スルニ付キマシテモ、ドウシテモ處方箋ヲ嚴重ニ發行セシメル制度ヲ設ケルコトガ必要ト思フノデアリマス、ダカラ若シ患者カラ要求シタ場合ニ、マス、ダカラ若シ患者カラ要求シタ場合ニ、スルト云フ風ニ取締ラナケレバ取締ハ出來ナイト思フ、何故此罰則規定ヲ設ケナカッタカ、其設ケナカッタ根本ノ理由、又將來ハ之ヲ設ケル御考デアルカドウカ、此點ヲ御伺致シタイ

保険法ハ之ヲ挿入シテ居ルヤウナ次第アリマス
ハナカラウ、斯ウ云フ考デ出來テ居リマス
ガ、將來ノ點ニ付テハ今後ノ實績ガドウシ
テモ惡イト云フヤウナコトデアレバ、又考
慮ヲシナケレバナラヌト思ヒマスガ、今日
マデ處方箋ヲ要求シテモ出サナカッタト云
フヤウナ不平ハ寧ロ少ナイヤウニ存ジマス
○清水委員 處方箋ノ發行ヲ事實拒ンデ居
ルト云フコトハ、統計ニ於テ年々藥劑師會
ニ支拂フ金額ガ減ヅタコトデモ分ルノデア
リマス、兎ニ角醫師會ニ對シテハ八百萬圓
拂フ、藥劑師會ニドノ位拂フカ、一萬圓カ
二萬圓デゴザイマセウ、此統計ハ先程要求
致シマシタカラ、其統計ガ參リマシテカラ
更ニ質問致シマス、又醫師法竝ニ歯科醫師
法ニ於キマシテモ矢張罰則ノ問題ガ大分問
題ニナツタト云フコトモ聞イテ居リマス、ソ
レ等ノコトモ其内ニ參考資料ガ參リマシテ
カラ改メテ質問スル考デアリマス
此處方箋ニ關聯シテ尙御伺致シタイノデ
スガ、健康保險ニ於ケル處方箋料トシテ取ツテ居リ
ノ、此料金ヲ廢スル考ガアルカドウカ、醫者
ガ診察料ノ外ニ處方箋料トシテ取ツテ居リ
マスル、是ハ二重ノ負擔ト思フノデアリマ

ス、診察料ガ安いカラ處方箋料ヲ取ルト云
、フナラバ診察料ノ値上ヲスレバ宜イノデア
リマス、之ヲ二重ニ取ルト云フコトハ間
違ツテ居ルノデハナイカ、藥劑師カラ受クル
藥劑ハ、醫者カラ受クル藥劑ヨリモ新シク
テ値段ガ安いノデアリマス、現ニ日本薬剤
師會カラ社會局ニ對スル公式ノ申出モ、醫
者ノ藥價ノ六割デスルト云フコトモ聞イテ
居リマス、健康保險ノ醫藥分業ヲヤルコト
ハ困難デアルガ、寧ロ處方箋料ヲ廢シテ、
事實ニ於テ自由分業ノ範圍ヲ擴大スルヤウ
ニシテハドウカ、即チ醫者ハ隨分健康保險
ト云フノハ工場地帶デ忙シイノデス、忙シ
イノニ一々患者ヲ診ル、其上ニ調劑スル、
其調劑モ本人自ラヤッテ呉レ、バ宜シイガ、
甚シイノニナリマスルト、自分ノ所ノ女中
カ細君、殆ド藥ノ經驗ノ無い者ガ調合スル
例ヲ能ク見ルノデアリマス、是ハ實ニ健康
上ニモ心配ニ堪ヘマセヌ、ダカラ寧ロ處方
箋ヲ書クノハ、診察ノ結果處方箋ヲ書クノ
ダカラ藥ダ、サウシテ健康保險醫トシテノ
權能ヲ發揮スルコトガ出來ルノデス、故ニ
ヲ願ヒタイ、今日處方箋ヲ出スコトハ困難
デ、實際患者カラ要求シテモ出サヌノデ
ス、是ハ處方箋料ト云フモノガ附イテ居ル

結果デス、此處方箋料ト云フモノヲ撤廢スルコトガ必要グラウト思ヒマス、何故政府ハ此處方箋料ヲ認メテ居ルノカ、之ヲ撤廢スル意嚮ガ有ルカ無イカ、此點ヲ御伺シタイ〇丹羽政府委員 處方箋料ヲ撤廢スベキカドウカ、處方箋料ヲ撤廢スレバ處方箋ガ澤山出ルト云フ御話デアリマスルガ、吾々ハ一番始メニ申シマシタヤウニ、現在ノ醫師ト患者トノ關係ハ非常ニ複雜デアリマシテ、一概ニ斷定ハ出來ナイト思フノデアリマス、患者ノ様子、病狀、或ハソレガ急激ニ來テ居ルトカ、慢性デアルトカ、或ハ長期ニ瓦ルトカ、色々ノ状態ニ依ッテ違フノデアリマスカラ、處方箋料ノ廢止ト云フコトニ依ッテ處方箋ガ必ズシモ澤山出ルグラウト云フ斷定ハ今著イテ居リマセヌ、唯併ナガラ御話ノヤウニ處方箋料ヲ出セバ最モ適當デアルト云フ場合ガマダアリハシナイカ、サウ云フヤウナ點ニ付キマシテハ、醫療契約ノ根本ニ瓦リマシテ、吾々ハ十分ニ研究ヲ致シ、又現ニ調査ヲ進メテ居ル譯デアリマス

午後二時三十七分開議

○守屋委員長 午前ニ引續イテ開會致シマス——清水君

○清水委員 健康保險ノ質問者ハ大分多イヤウデアリマスカラ、私ハ極ク簡單ニ今二三點ダケ御伺致シマシテ、他ノ諸君ニ御譲り致シタイト思ヒマス、併シ尙ホ政府ニ要求シマシタ参考書類ガ参リマシタ上ニ於テ、質問スル條項ガアリマスルナラバ、其時ニ又御許シヲ願ヒタイト思ヒマス、尙ホ他ノ質問者ニ關聯スル問題ガ起リマシタナラバ、質問ノ御許シヲ願ヒタイ

先づ第一ニ御伺致シマスノハ、健康保險醫ノ數ト保険薬剤師ノ數、之ヲ御知ラセ願ヒタイ

○川西政府委員 健康保險醫ノ數ハ、昭和八年九月末日現在ヲ申上ゲマスト、三萬一千四百四十七人、ソレカラ保険薬剤師數、是ハ昭和八年十二月末日現在ニ依リマスト、四千五百二十二人、其中ニ薬剤師ノ方ノ關係デハ、無報告ノ縣ガ六ツバカリアリマスカラ、モウ少シ殖エルカト思ヒマス

○清水委員 健康保險ガ實施サレマシテカラ、非常ニ困難ヲ感ジテ居ルノハ工場附近ノ一般ノ薬剤師デス、是ハ從來ハ賣藥其他

ニ於テ用ヲ辨ジテ居ッタ者ガ、健康保險ニ加入致シマシタ結果、健康保險工場附近ノ薬剤師ト云フ者ハ非常ニ困難ヲ感ジテ居リマス、殊ニ又今回ノ改正案ニ依リマシテ其範圍ガ擴大セラレマスト、是等薬剤師ハ非常ナ苦ミヲ受ケル譯デアリマス、若シ處方箋ヲ餘計發行シテヤルト云フナラバ、ソレハ宜イノデスガ、今迄ノ例ヲ見マスト云フト、八百萬圓醫者ニ拂フノニ、薬剤師關係ガ一萬カ一萬ト云フ割合デアリマスカラ、非常ニ困難ヲ感ジテ居リマス、是等ノ薬剤師ニ對シマシテ、何カ救濟ノ方法デモ御考ニナッテ居リマスカ、ドウカ、今日薬剤師ハ全ク健健康保險ニ於テハ虛名ヲ擁スルニ過ギナイノデアリマス、其結果昭和六年ニハ健健康保險ヲ脱退致シマシテ、昨年ノ暮デスカ、漸ク又健健康保險ニ加入スル譯ニナッタ、其當時聞キマスト、社會局長官ハ再契約ノ當時ニ於テ言明シテ居ル點ガアルノデアリマス、今其言明ノ點ヲ讀上ゲマスト「昭和六年度以來日本薬剤師會トノ間ニハ、契約締結ノ運ビニ至ラズシテ經過致シマシタ事ハ、理事ニ膺ラレ、之ガ改善ニ努力セラレムコトヲ望ミマス云々」斯ウ云フコトヲ聲明セラレタト聞イテ居リマスガ、此健康保險ガ實施サレマシテカラ、先程モ再三質問應答ノニ存ジテ居タ次第デアリマス、所ガ今春ニ種々折衝ヲ重ネマシタ結果、從來ノ行懸リ

ヲ水ニ流シ、茲ニ目出度契約締結ヲ見ルコトニナリマシタコトハ、誠ニ御同慶ニ存ズル次第デアリマス、契約締結折衝ニ當リマシテ日藥理事者ニ於カレテハ、健康保險制度ニ於ケル診療ハ、醫藥分業制ニ依リテ初メテ診療ノ完璧ヲ期シ得ルモノナリト云フ強キ確信ヲ持タレ、之ヲ主張宣明セラレマシタコトハ一再デハアリマセヌデシタガ、各般ノ事情ヨリ其御主張通り實行ヲ爲シ得ナカツタ譯デアリマスガ、此點ニ關シマシテハ將來特ニ十分ナル調査ト研究ヲ爲シタイモノデアルト思ッテ居ル次第デアリマス、

健康保險法施行後ノ狀況ヲ觀察致シマスルニ、處方箋ノ交付數並ニ調劑報酬額ガ年ト共ニ急激ニ減少ヲ致シテ居リマスガ、今度再び契約ヲ結ブコト、ナリマシタニ付テ健康保險法施行後ノ狀況ヲ觀察致シマスルニ、處方箋ノ交付數並ニ調劑報酬額ガ年ト共ニ急激ニ減少ヲ致シテ居リマスガ、今度再び契約ヲ結ブコト、ナリマシタニ付テ

○丹羽政府委員 清水サンノ御尋ニ御答致シマスガ、第一ニ只今日藥當事者ト契約ヲ致シマシタ頃末ニ付テ御話ガアリマシタガ、私共ガ健健康保險ノ制度ヲ抜ッテ居リマスニ、醫師モ薬剤師モ十分ノ協力ヲシテ目的ヲ達成シタイ、斯ウ云フコトヲ考ヘテ居リマス、ソコデ從來、今御話ノヤウニ昭和六年デアリマシタカ、五年デアリマシタカ、薬剤師會ハ醫藥分業ヲ爲スニ非ザレバ居リマス、ソコデ從來、今御話ノヤウニ昭和六年デアリマシタカ、五年デアリマシタカ、薬剤師會ハ醫藥分業ヲ爲スニ非ザレバ居リマス、ソコデ從來、今御話ノヤウニ昭和六年デアリマシタカ、五年デアリマシタカ、契約ハ出來ヌ、斯ウ云フコトヲ聲明セラレタト聞イテ居リマスガ、此健康保險ガ實施サレマシテカラ、先程モ再三質問應答ノニ存ジテ居タ次第デアリマス、所ガ今春ニ種々折衝ヲ重ネマシタ結果、從來ノ行懸リシテ又薬剤師ノ側ノ爲ニモ宜シト、斯様ニ

信ジテ今回ノヤウニ契約ヲ締結シタヤウ
ナ譯デアリマス、ソレデアリマスカラ、今
後ト雖モ十分双方ガ協力シテ、效果ヲ擧ゲ
ルヤウナ方法ヲ考究シタイト、斯ウ考ヘテ
居ルノデアリマスガ、諸テ併ナガラソレデ
ハ醫藥分業ニ行クカ、斯ウ云フ點ニナリマ
スト、今朝程來御尋ニ對シテ御答致シタヤ
ウニ、其間ニ色々ノ事情モアリマスノデ、
是ハ俄ニ右カラ左ト決メテシマウベキ問題
デハナイ、殊ニソレ等ノ事情ナリ、色々ノ
制度ナリヲ考ヘマシテ、慎重ニ取扱フベキ
モノデアルト考ヘテ居ルノデアリマス、隨
ヒマシテ處方箋ヲ増加スルト云フコトニ付
テモ、如何様ナル具體的方法ヲ執ルカト云
フコトニ付テハ、是モ餘程考ヘナケレバナ
ライカ、斯ウ云フ態度デナク、處方箋ヲ利
用セシムベキ者ニハ、利用サセルト云フ根
本ノ考ヘ方カラシテ研究ヲ盡シタイ、斯様
ニ考ヘテ居ル譯デアリマス、ソレカラ從來
賣藥ヲ買ツテ居ッタ者ガアル、然ルニ工場附
近ノ者ガ保険制度ノ爲ニ、醫者ニ掛ルヤウ
ニナツタカラ藥劑師ハ困ル、斯ウ云フ御話デ
アリマスガ、ドウモ私共ノ考ヘマス所デハ、
藥劑師ノコトモ考ヘナケレバナリマセヌ
ガ、併シ多數ノ労働者ハ賣藥ヲ買ツテ居ル

ト云フヨリハ、醫者ニ掛ツテ治療ヲ受ケタ
イ、斯様ニ考ヘテ居ルノデアルト信ジテ居
ルノデアリマシテ、其方法トシテ保険制度
ガ採用セラレ、又擴張セラレルト云フコト
ハ已ムヲ得ナイデアラウ、ソレデ何カソレ
ガ爲ニ困ツタコトガ藥劑師側ニ起レバ、特別
ノ救濟方法ヲ執ルカト云フ御話デアリマシ
タケレドモ、併ナガラ賣藥ノ買手ノ中ノ一
部分ノ労働者ガ醫者ニ掛ルヤウニナッタト
云フコトハ、ドウモ是ハ已ムヲ得ナイコト
デハナイカ、一體一般大衆デアッテモ、經濟
上許スナラバ賣藥ヲ買フヨリ醫者ニ掛ルト
私ハ思ヒマス、デアリマスカラドウモ其點
ハ已ムヲ得ナイデハナイカ、別段此處ニ救
利デアル、サウシテ實際ノ生活ニ適合スル
ト云フヤウナモノデアリマスレバ、其方ニ
進ミタイト思ヒマシテ、折角是ハ研究ヲ致
シテ居ルノデアリマス、具體案ガナイト云
フ、ソレニ付テノ御尋デアリマスガ、全然
何モサウ空ニ考ヘテ居ルト云フ譯デハアリ
マセヌ、私共ハ先づ官公立病院ト云フモノ
邊りカラ、適當ノ制度ヲ考ヘテ見タイトイ云
フコトデ折角研究モシ、實際ニ當ツテ居リマ
ス、併ナガラ今ドウスルカト云フ所マデノ
コトヲ申上ゲル程度ニハ至リマセヌ

○清水委員 只今ノ御答辯ニ依リマスト、
處方箋ヲ増加セシムルト云フコトニ付キマ
シテ、何等具體的ノ策ハナイ、唯誠意ヲ以テ
ナインデアリマスガ、サウデスカ、更ニ藥
劑師ガ困ル、困ツタニ付テ別ニ救濟策ハナ
イト云フコトニヤハリ承知シテ宜シイデス
カ

○丹羽政府委員 詰リ第一ノ賣藥ヲ買ハナ
クナツタカラト云フ、斯ウ云フコトニ對シテ
ハ別段ナ救濟ト云フコトハ考ヘラレマセ
ヌ、併ナガラ適當ナル處方箋ニ依ッテ藥劑ヲ
貰フト云フコトガ便利デアリマス、ソレガ
又患者ノ爲ニ便利デアリ、當業者ノ爲ニ便
利デアル、サウシテ實際ノ生活ニ適合スル
ト云フヤウナモノデアリマスレバ、其方ニ
進ミタイト思ヒマシテ、折角是ハ研究ヲ致
シテ居ルノデアリマス、具體案ガナイト云
フ、ソレニ付テノ御尋デアリマスガ、全然
何モサウ空ニ考ヘテ居ルト云フ譯デハアリ
マセヌ、私共ハ先づ官公立病院ト云フモノ
邊りカラ、適當ノ制度ヲ考ヘテ見タイトイ云
フコトデ折角研究モシ、實際ニ當ツテ居リマ
ス、併ナガラ今ドウスルカト云フ所マデノ
コトヲ申上ゲル程度ニハ至リマセヌ

○清水委員 政府委員ノ答辯ハ大體諒解致
シマシタ、次ノ問題ニ付テ御伺ヒ致シマス
現在健康保險法ニ於ケル醫師會トノ關係
ハ請負制度ヲ囑託醫制度ニ變更スルダケノ御
請負制度ノ缺陷デハナイカト思フノデアリ
考ガアルカ、又之ニ對シテ御研究爲スッテ居
リマスカドウカ、請負制度ノ不合理デアル
ト云フコトハ、現在ノ醫療狀態ヲ知ッテ居
リマスル者ハ必ズ考付イテ居ル所ダト思
ガ、或ハ十錢以下ニナツテ居ル、或ハ二十錢
以上ニナツテ居ルト云フヤウナ不合理ニ陷
ガ、或ハ十錢以下ニナツテ居ル、或ハ二十錢
以上ニナツテ居ルト云フヤウナ不合理ニ陷
クナツタカラト云フ、斯ウ云フコトニ對シテ
ハ別段ナ救濟ト云フコトハ考ヘラレマセ
ヌ、併ナガラ適當ナル處方箋ニ依ッテ藥劑ヲ
貰フト云フコトガ便利デアリマス、ソレガ
又患者ノ爲ニ便利デアリ、當業者ノ爲ニ便
利デアル、サウシテ實際ノ生活ニ適合スル
ト云フヤウナモノデアリマスレバ、其方ニ
進ミタイト思ヒマシテ、折角是ハ研究ヲ致
シテ居ルノデアリマス、具體案ガナイト云
フ、ソレニ付テノ御尋デアリマスガ、全然
何モサウ空ニ考ヘテ居ルト云フ譯デハアリ
マセヌ、私共ハ先づ官公立病院ト云フモノ
邊りカラ、適當ノ制度ヲ考ヘテ見タイトイ云
フコトデ折角研究モシ、實際ニ當ツテ居リマ
ス、併ナガラ今ドウスルカト云フ所マデノ
コトヲ申上ゲル程度ニハ至リマセヌ

○清水委員 第二ニハ治療日數ノ件デアリマス、今日
平均約三十日或ハソレ以上ニ達シテ居ルト
思フノデアリマスガ、此治療日數ノ例ハ外
國ノ例ニ徴シマシテモ、政府ノ初メノ考カ
ラ見マシテモ、各病院ノ治療日數ノ統計カ
ラ言ヒマスト、三十日ハドウモ長過ギルヤ
ウナ感ジガアルノデアリマス、是ハヤハリ
ガ、併シ多數ノ労働者ハ賣藥ヲ買ツテ居ル

マス、丁度遞信省ノ簡易保險局ノ健康相談所ガ非常ニ好成績ヲ擧ゲテ居ル事實ニ鑑ミマシテ、此請負制度ヲ改メテ囁託醫制度ニスルコトガ必要デハナイカ、是等ニ付キマシテ、何カ御研究爲ヌタ事ガアリマスルカ、又今ドウ云フ御考ヲ有ツテ居リマスルカ、此點ヲ御伺致シタイ

○丹羽政府委員 薬師會ノ請負制度ニ付テ
ノ御尋デアリマスルガ、請負制度ヲ變ヘテ
定額式ニスルト云フコトニ付キマシテ色々
御話ガアリマシタ、私ハ制度トシテハ請負
制度ニモ長所ガアリ、又短所ガアル、又他
ノ如何ナル方法、例ヘバ定額式ニ致シマシ
テモ、長所アリ短所ガアル、斯様ニ考ヘテ
居ルノデアリマスルガ、目下請負制度ヲ採
用致シテ居リマスル所以ハ、健康保險創始
ニ當リマシテ、大體ノ目安ヲ付ケテ保険經
濟ヲ確立シテ行クト云フ必要モアリ、又今

日本醫師會ナルモノガ恐ラク非常ニ能
ク、世界ノ他ノ國ニサウ見ナイヤウナ發達
ヲシテ居リマスノデ、之ヲ利用シテ醫療ヲ
盡スト云フコトニナレバ、日本全國津々浦
々ニマヌルノデ、之ヲ採用致シテ參ッタヤウ
ナ次第デアリマス、所ガ御話ノヤウニ、此
制度ノ下ニ於テ、殊ニ今日ノ此制度ノ運用

ノ方法ニ於キマシテハ、地方ニ依テ事實一
點單價ガ色々變ツテ居ルト云フヤウナコト
モアリマス、之ヲ其事實ノミヲ捉ヒテ、其
ハナイカト云フ御話ノヤウニナルト思フノ
ウデナケレバナラナイコトガ違ツテ居ルデ
アリマス、唯併シ全體ヲ通ジテ日本ノ健
康保険制度ヲ、ドッヂニ一體定メタラ宜イ
カト云フコトニナリマスト、色々ノ點ヲ考
慮シナケレバナラヌト思フノデアリマス、
併シ私共ガ今日ノ請負制度デ、是ガモウ萬
全ノモノデアル、最上ノモノデアルト決シ
テ思ツテ居ル譯デハナイノデアリマシテ、之
ニ付テハ午前ニモ申シタカト思ヒマスル
ガ、今日以上ノ内容ヲ各地ニ付テ實際ニ色
色調べテ居リマス、左様ナ研究ノ結果ニ俟
チマシテ、適當ナ方途ヲ講ジタイ、斯様ニ
考ヘテ居リマス

ニ設クル考ガアルカナイカ、健康保険ニ於ケル現在ノ醫藥給付ノ制度ニ付テハ、藥劑師側ニ於テモ不平ガアリ、醫師會モ其藥價診察料コトヲ聞イテ居リマス、被保險者デアリマス反對ヲ主張シテ居リマス、商工會議所或ハ其他ノ工業團體ニ於テモ反對ガ多イノデアリマス、從來健康保険ナリ、其他ノ醫藥問題ヲ討議スル場合ニ、何時モ當事者デアリマス醫師トカ、藥劑師ト云フ風ノ者ヲ中心トシテ研究シテ居リマス、是ハドウモ其人ノ利害關係ニ囚レテハ完全ナル法制ハ出來マイ、寧ロ被保險者ノ工場、契約者ノ立場ト云フ全般ノ上カラ見マシテ、各方面ノ意見ヲ聞カナケレバナラヌ、例ヘテ見レバ斯ウナリ、藥劑師ナリ、サウ云フ風ノモノノミニ諸問シナイデ、或ハ全國ノ商工會議所ナリ、或ハ工業團體勞働組合ト云フ風ノ直接關係ノアルモノ、意見ヲ聞ク方ガ一番宜シニ於テ公平ナル意見ヲ求メ、或點ニ於テハ醫師、藥劑師ニ退席シテ貰ツテモ宜シイ、直所ノ一ツノ審議會ヲ作リマシテ、其審議會接關係ノアルモノハ必要上入レテ、中心ヲ被

保険者ニ置イテ 審議會ヲ作ッテ、此健康保
險ニ於ケル醫藥問題ノ研究ヲ願ヒタイ、政
府ハ之ニ付テ何カ御考ガアリマスカ、若シ
サウ云フ風ノ希望デモアレバ、承レ、バ結
構デアリマス、又更ニ審議會ヲ作ルコトガ
ムヅカシイト云フノデアルナラバ、先程各
方面ノ意見ハ現在ノ健康保險デ宜イト云フ
コトヲ聞キマシタガ、意見ヲ徵スルト云ツテ
モ、具體的ニ之ヲ徵スル方法ガナイデヤナ
イカ、唯患者ノ一部ガ善イトカ、惡イトカ
云フダケデアル、ソレヨリ全國ノ被保險者
ノ一種ノ「レフ^エレンダム」ヲ行フ、一般
投票デモセラレテ、全國ノ一般ノ被保險者
ノ意向ヲ聞イテ、サウシテ意見ヲ求メル、
健康保險ニ直接利害關係ヲ有スル者ノ意見
ニ依^テテ法案ヲ作ルヤウニ願ヒタイト思^テ
居リマス、是等ノ點ニ付テ何カ御考ガアリ
マスレバ承^テ置キタイ

経験家ト云フヤウナモノ、集ツタ調査會ヲ持テ居ルノデアリマス、隨テ健康保険ニシマスクトハソコデ從來審議ヲ致シテ居タヤウナ次第デアリマス、今後モ是等ノ問題ニ付テ必要ガアレバ、労働保険調査會ニ諮問致ス考デアリマス、ソレカラ廣ク被保險者ニ諮問シタラドウカ、「レフ^エレンダム」ヲ行ッタラドウカト云フ第二ノ御尋デアリマスルガ、實ハ今迄被保險者ノ「レフ^エレンダム」ト云フコトヲ考ヘタコトハアリマセヌデシタ、又サウ云フコトガ本當ニ實情ヲ明ニスルカドウカト云フコトニ付テモ、十分考ヘテ見ナケレバナラナイノデハナイカト思ヒマス、被保險者ノ多數ハ本當ニドウ考ヘテ居ルカト云フコトノ意思ヲ集メルト云フノニハ、サウ云フ方法ガ適當力ドウカ、是ハ餘程考ヘテ見ナイト、實際ノ結果ガ旨ク行クカドウカ、疑ハシイノデヤナイカト思ヒマス、併シ私ハ今初メテサウ云フコトヲ伺ッタノデ、御意見ハ十分一ツ考究致シテ見タイト思ヒマス

イノガアリマスガ、餘り長クナリマスカラ、
ラバ、遞信省ノ簡易保険局ノ健康相談所ガ
險局ノ人ガ來テ居リマスカ、見エテ居ルナ
所ヲ増加スル考ガアリマスカ、又増加スル
ナラバ、ドノ位ノ程度ニ増加スル考デアリ
マスカ、健康相談所ニ於テハ、處方箋ヲ發
行シテ、藥劑師カラ藥ヲ買ハシテ居ル、是
ハ丁度各國ノ例ト能ク似テ居ルノデアリマ
ス、何レ之ニ付キマシテハ、先程參考書ヲ
要求シテ居リマスカラ、其参考書ガ參リマ
シテカラ、改メテ質問スル積リデ居リマス
ガ、唯今此場合ニ、現在ノ健康相談所ガ何
箇所ト云フ點ト、増加スペキ箇所竝ニドノ
程度マデ増加スルカ、其點ヲ御伺致シタイ
ノデス

五十一箇所ニナツテ居リマス、本年三月末日迄ニハ百五十四箇所ニナル見込デ。ゴザイマス、又將來ノ増加數ノ問題デアリマスガ、想ヲ付ケルト云フコトハ甚ダ困難デアリマスガ、スルガ、最近約五箇年間ノ増加狀況ハ、毎年二十箇所ト云フコトニナツテ居リマス、昭和九年度豫算ニ於キマシテモ、矢張二十箇所ヲ要求シテ居リマス

○佐藤委員 私モ今ノ健康相談所ニ對シテ
御尋シタイト思ヒマス

元來此健康相談所ガ單純ニ健康ノ相談ノ
ミニ關スル診察ノミニ止ラズシテ、目下ノ
各市ニ於ケル相談所ノ遣方ハ治療ヲ加ヘツ
ツアル、ソレガ爲ニ脅威ヲ受ケルノハ醫者
デアリマスルガ、私ハ醫者デナイカラ能クナ
分リマセヌケレドモ、太陽燈、或ハ「レン
トゲン」ヲ備ヘテ今日ヤツテ居リマス、然ル
ニ其相談所デ聞イテ見レバ、腹ガ痛イカラ
ト言ハレルト、ソレヲ診テヤルノハ當然ダ
投薬スルノハ當然ダト云フ話デアリマス
ガ、成程其場デ腹ガ痛イ、頭痛ガスルト言
ハレ、バ投薬スルノハ尤モデアル、併ナガ
ラ健康相談所ニ於テ範圍ヲ超越シテ投薬
シ、或ハ治療ヲ加ヘテ居ルヤウナ今日ノ狀
態デアリマスルカラ、其點ニ對シテハ當局
ノ人ハ十二分ニ相當ノ方法ヲ以テ御取締ヲ
願ツテ置カナケレバ、一般ノ醫者ノ受ケル害
ハ絶エナイト考ヘルノデアリマス、丁度先
程ノ質問ニ關聯シテ居リマスカラ、是ダケ
希望ヲ述べテ置キマス

マシタ醫藥分業ノ點ニ就テ 一ツ御聽キシタ

イノデアリマス、ソレハ其事ト關係ノアル

中央衛生會ノコトニ付テ 御聽キシタイノデ

アリマスガ、中央衛生會ナルモノガ今日何

等ノ弊害ガナイカ、或ハ之ヲ改革スルノ御

意思ガアルカ、ドウカト云フコトヲ承リタ

イノデアリマス

○丹羽政府委員 今ノ御尋ノ中央衛生會ノ

コトデアリマスガ、ソレハ衛生局主管デア

リマシテ、若シ御尋デアリマシタナラバ、

其方ニ申傳ヘテ置キタイト思ヒマスガ……

○世耕委員 ソレデハ其時デ宜シウゴザイ

マス

○守屋委員長 ソレデハ通告順デ野方君

○野方委員 私ハ健康保險方社會保險ノ一

ト致シマシテ、極メテ立派ニ發達シテ居ル

コトハ非常ニ喜バシイ現象デアルト思ヒマ

ニモ掛ルコトノ出來ルト云フ制度ハ、歐米

ニ見ザル制度デアリマシテ、恐ラク我國ニ

ハ行ハレ得ヌト思タモノガ、而モ完全ニ行

ハレツ、アルノデアリマスカラシテ、歐米

ノ如何ニ法治國ノ國民ト雖モ驚イテ居ルノ

デアリマス、併シ之ニ對シテ又弊害ガアリ

マスルカラシテ、此點ニ付テハ一寸御尋シ

タイト存ジマス

健康保險ハ社會事業ノ先驅ヲナスモノデ

アリマシテ、政府ノ重要ナル社會事業デア

ルカラシテ、特ニ或一部ノ人ニノミ犠牲ヲ拂

ハシメルモノデハナイト思フ、又健康保險

ノ診療ニ付キマシテハ、私ノ方ハ今迄日本

醫師會ニ多大ノ犠牲デハナイカト云フ、少

シク醫師會擁護ノ立場ニ居ルノデアリマス

又私ノ質問シタイノハ公平ナ見地カラ見

レバ、醫師ノ診療上治療スル藥劑、衛生材

料、醫師會竝ニ入院患者ノ要スル食品取扱

者ニ對シマシテ、少シモ犠牲ヲ拂ッテ居ラ

スト云フヤウナコトガ見エルガ、是ハドウ

云フ譯デアルカ、又日本醫師會ト社會局ト

ノ契約書ヲ見ルノニ、其必要ナル事務費ヲ診

療費中ヨリ引去ルコトヲ認メテ居リマスノ

ハ、是ハ却テ反對ニ診療ヲ低下スル憂ハナ

イカ、今回ノ改正案モ別ニ診療費ヲ増シテ

居ラヌ、増員ハ二十八萬人アルサウデアリ

ス、殊ニ大體自由選擇トシテ、何人ノ醫者

ニモ掛ルコトノ出來ルト云フ制度ハ、歐米

ハ行ハレ得ヌト思タモノガ、而モ完全ニ行

ハレツ、アルノデアリマスカラシテ、歐米

ノ如何ニ法治國ノ國民ト雖モ驚イテ居ルノ

デアリマス、併シ之ニ對シテ又弊害ガアリ

マスルカラシテ、此點ニ付テハ一寸御尋シ

ドウ云フ趣旨デアリマスカ

○野方委員 是ハ一部ノ人ニノミ餘計犠牲

ヲ拂ハシムル憂ハナイカ、斯ウ云フノデス、

是ハ、社會局ハ、公平ナ見地カラ有ユル方

面ニ犠牲ヲ拂フベキモノデアルガ、特ニ一

部ノ人間ノミ犠牲ヲ餘計拂ッテ居ルヤウニ

見エルガ、公平ヲ缺イテ居ラヌカト云フ御

尋デアリマス

○丹羽政府委員 御答致シマス、總テ醫療

ノ報酬契約、其他取扱ニ關シマシテハ、私共

ハ出來ルダケ公平ニ取扱ッテ居ルノデアリ

マシテ、唯其報酬ヲ受ケル人々カラ云ワト、

實ハ自分ノ方ガ不足ダト云フヤウナコトモ

アルカモ知レマセヌガ、社會局ノ取扱方針

ハ固ヨリ公平ニ取扱ッテ居ル次第デアリマ

ス、次ニ此今回擴張ニナルノニ、事務費ガ

植エテ診療費ガ低下シヤセヌカト云フ御尋

デアリマスガ、今日ノ通リノ假ニ契約ト致

シマシテモ、ソレハ人數ガ植エレバ人頭割

ニ見ザル制度デアリマシテ、恐ラク我國ニ

ハ行ハレ得ヌト思タモノガ、而モ完全ニ行

ハレツ、アルノデアリマスカラシテ、歐米

ノ如何ニ法治國ノ國民ト雖モ驚イテ居ルノ

デアリマス、併シ之ニ對シテ又弊害ガアリ

マスルカラシテ、此點ニ付テハ一寸御尋シ

非常ニ複雜ナ此仕事ヲ取扱ヒマス上ニ、又

相當ノ經費ヲ要スルト云フコトモ已ヲ得ナ

イコトダト思ッテ居リマス、ソレデ此點ハ適

當ニ定メテ行クベキモノダト、斯様ニ考ヘ

テ居リマス

○野方委員 政府ノ今回ノ改正ハ權利ノ擴

大ト縮小デアリマシテ、先ヅ擴大ノ方ニハ

百八十日ノ治療期間ガ三百六十日ニナッテ

居ル、是等ハ非常ニ吾々ハ慢性脚氣トカ、

結核等ノ慢性疾病ニ對シテハ有利ナル擴張

ト考ヘテ居リマス、又縮小方面ニ於キマシ

テハ分娩費ガ十五圓ニ縮小サレテ居ル、是

等ハ非常ニ悅ブベキコトデアルト考ヘテ居

リマス、尙ホ質問致シマス、政府ハ健康保

險ノ診療ヲ日本醫師會ト官公立病院ニ取扱

ハシテ居リマスガ、其内容ヲ異ニシテ居リ

マスノハ、被保險者ノ心理狀態ニ別ニ惡影

響ハナイカ、之ヲ一寸御伺シマス

○丹羽政府委員 醫師會ノ方ノ契約ニ付キ

マシテハ、御承知ノ通り人頭割請負制度デ

アリマシテ、是ハ非常ニ複雜ナ此現狀ヲ一

定額デ以テ處理シテ行クト云フ上ニ於テ、

國家ハ、少クトモ是ハ已ムヲ得ザル方法、

又各般ノ、先程御述ニナリマシタヤウナ團

體、自由選擇ト申シマスカ、サウ云フヤウ

ナ事情、又健康保險經濟ノ方面、各般ノ事

情ヲ考慮致シマシテ、一番適當ナ制度ト、斯様ニ考ヘテ行ツテ居ル次第デアリマスルガ、公立病院ノ方ハソレドヽ一ツヽノ病院ヲ相手ニスルノデアリマスカラ、是ハ契約ノ形式ノ異ルト云フコトハ、已ムヲ得ナイコトデアルト思ヒマスシ、又ソレガ爲ニ一般被保險者ニ惡イ感シヨ持タセルト云フコトハ別段ナイト考ヘテ居リマス。

○野方委員 吾々ハ健康保險ノ擴大ニハ勿論異議ハナイノデアリマスケレドモ、之ヲ實際ニ行フ場合ニ於キマシテ、ドウモ從來ノ診療契約デハ少シ足ラナイダラウト思ヒマス、少クモ四割増額ノ要ガアルト思ヒマスガ、政府ハ如何ニ考ヘテ居リマスカ。

○丹羽政府委員 醫療ニ付テノ報酬ガ安過ルデハナイカ、四割モ安イト云フ御話デアリマスルガ、吾々ハ目下ノ情勢ニ於キマシテハ、此程度デ丁度宜シイノデナシカト大體考ヘテ居リマス、併ナガラ先程他ノ委員ノ方ニ御答致シマシタヤウニ、醫療ノ問題ハ健康保險ノ中心ノ大切ナ問題デアリマスルカラ、私共ハ是デ宜イカラト言ッテ、別ニ固定ヲサシテシマウト云フ積リハ決シテアリマセヌ、常ニ注意ヲ怠ラズ、必要ガアレバ適當ナ方途ヲ講ジョウ、斯様ニ考ヘテ居ル次第アリマス

○野方委員 健康保險ノ制度ハ、本會議ニ於テ同僚ヨリ詳シク述べラマシタガ、我國ノ醫者ト患者ノ結合ノ狀態ハ世界無比デマシテ、全ク勞働能率ヲ擧ガル所ノ健康ナル國民ヲ作ツテ、健康保險ノ名ヲ全ウスルト云フコトニ少シク政府ハ注意シテ戴キタルト云フコトヲ憂ヘル者ガアリマスガ、奈ス、是ハ今日ノ時勢上、ドウシテモ健康保

院ヲ相手ニスルノデアリマスカラ、是ハ契約ノ形式ノ異ルト云フコトハ、已ムヲ得ナイコトデアルト思ヒマスシ、又ソレガ爲ニ一般被保險者ニ惡イ感シヨ持タセルト云フコトハ別段ナイト考ヘテ居リマス。

○丹羽政府委員 駒人夫、船夫等ヲ強制被保險者ニ入レルト云フ考ハナイカト云フ御尋デアッタト思ヒマスガ、是等ノ駒人夫ト云フモノ、狀態ハ、他ノ一團ヲ成シテ居ル労働者、鐵道ニ從業シテ居ルトカ、工場ニ從業シテ居ルトカ云フノトハ、色々ノ點デ實ハ異ツテ居ルノデアリマス、吾々ハ、船夫ノ如キモノモ、其他土木事業從事員ノ如キモノモ、漸次保險ノ恩惠ニ浴セシメルヤウナ制度ニ致シタイトハ思ヒマスルガ、併シ今日ノ所ハ、是等ニ付テハ別段ノ考慮ヲ要スルモノデハナイ、斯様ニ考ヘテ居リマシテ、今回ノ擴張ノ中ニハ之ヲ加ヘテ居リマヌ、今後ノ研究ニ俟ツテ處理致シタイト考ヘマス

○世耕委員 各項目ニ互ツテ簡單ニ御尋シタイト思フノデアリマス、健康保險ニ關スル非難デアリマス、事業主側ノ所謂現行法ヲ改正シテ、短時日ノ期間ヲ設ケテ重傷者ヲ手厚ク取扱ヒ、敢テ醫療給付ノ必要ノナイ程度ノ輕傷者ニ對シテハ、給付ヲ行ハヌコトニシテ貰ヒタイト云フ意見ガアルノデアリマス、又被保險者側カラ申シマスト、粗末ナ診察、粗末ナ療法ヲ受ケルノデハ、重傷ノ場合ハ恐ロシクテ保險醫ニハ掛レナシテ、隨テ健康保險醫ノ世話ニナルノハ、輕傷ノ場合ノミデアルト云フヤウニ、事業主側ト被保險者トノ意見ガ違フノデアリマスガ、此點ニ付テ政府ノ方デハドウ云フヤウナ御解釋ヲ爲サツテ居ルカ、先ヅ其點ニ付テ御伺致シタイト思ヒマス

○丹羽政府委員 只今ノ御話ノ一點ハ、輕傷ノ場合ニハ健康保險醫ニ見ナクテモ宜イデヤナイカト云フ說ガアル、又一面ニハ勞

効者側カラ言ヘバ、健康保険醫ハ信用出来
ナイ、重傷ノ場合ニハ掛レナイト云フ場合
ガアルガ、ドウ考ヘテ居ルカト云フ御質問
デアリマシタガ、健康保険制度ノ——是ハ
申ス迄モナイコト、思ヒマスガ、一ツノ長所
ハ輕イ内ニ醫者ニ掛レル、重クナルノヲ待ッ
テ初メテ醫者ニ掛ッテ、初メノ僅カナ病氣ガ
大事ニナルノハ、今日ノ被保險者、或ハ國
民ノ大多數ヲ占メテ居ル労働者等ノ實際生
活トシテモ、恐ルベキ困ッタコトデアリマ
ス、隨ヒマシテ輕イ内ニ醫者ニ掛レテ、サ
ウシテ癒ツタ、是ハ云ニ結構ナコトデアル、
輕クテ濟ムノデアルカラ、放ツテ置イタラ
宜イデヤナイカト云フコトハ、全ク見當ガ
外レテ居ルノデハナイカト思フ、又モウ一
ツノ點ノ重傷ニナルト、ドウモ醫者ガ信用
出來ヌ、斯ウ云フヤウナ御話モアリマスガ、
先程カラ御話ノ出テ居ルヤウニ、非常ニ多
數ノ保險醫ヲ嘱託致シテ居リマスシ、又官公
立病院等ニモ被保險者ハ行ケルヤウニナッ
テ居ルノデ、重傷者デアフテモ適當ニ良イ
醫者ニ掛レル、斯ウ云フコトニ相成ッテ居
ルト思ヒマスカラ、ドチラノ點モ別ニ今日
ノ状態デ非難ヲ受ケルヤウナ事柄ハナイノ
デアリマス、斯様ニ考ヘテ居リマス

師會幹部ガ、健康保険ノ請負會社ノ重役ノ異名ヲ取テ居ルト云フヤウナ說ヲ唱ヘテ居ル者ガアリマスガ、日本醫師會ノ幹部ガ横暴デ、自然其幹部ノ言ヒナリ次第ニ吾々醫師ハ働く力ナクチャナラヌ、其爲ニ多大ナ犠牲ヲ忍ンデ、醫師ト云フヨリモ一從業員トシテ働く力居ル、ト云フヤウナ嫌ガアル、斯ウ云フヤウナ弊害ガ、即チ重傷者カラ嫌ハレルト云フ原因ヲ作ルモノデアラウト吾々ハ想像スルノデアリマスガ、斯ウ云フ方面ノ弊害ニ對シテ、何カ政府ハ從來對策ヲ御執リニナシテ居ラレルカ御伺致シマス

府ガ監督ヲ十分致シテ居ルノデアリマシテ、其爲ニ重傷者ガ健康保険醫ニ掛ルノヲ厭ガルヤウナ結果ガ出來タト云フヤウナコトハ、私ハ全然承知致シテ居リマセヌシ、左様ナコトノナイヤウニ平素十分監督致シテ居ルヤウナ次第デアリマス

○世耕委員 此健康保険ノ關係ノ中ニ、何故疲弊ノドン底ニ喘イデ居ルト、世論ノ喧シイ農村竝ニ漁村ニ本制度ヲ實施シナイカト云フコトヲ御聽キシタインデアリマス

○丹羽政府委員 只今世耕君ヨリ農村ニ何故健康保険制度ヲ施行シナイノカ、現下最モ疲弊シ、困憊シ、救濟ヲ叫ンデ居ル所ノ農村ニ何故之ヲ實施セヌカ、斯様ナ御尋デアルト思ヒマス、現在ノ健康保険法ハ工業労働者ヲ主トシテ範圍ト致シテ居リマシテ、雇傭關係ニアル者ヲ被保險者ト致シテ居ルノデアリマス、ソレデ此法制ト致シマシテモ、健康保険ノ擴張ヲ致シマスルニ付テモ、同種類ノモノヲ集メテ茲ニ擴張ヲ致シタ譯デアリマス、併シ只今御尋ノ農村ノ醫療ニ付テ、健康保険ノ如キモノヲ實施シタラドウカト云フ其御指摘ニ對シテハ、吾々ハ非常ニ敬意ヲ表スルノデアリマス、サウ云フコトモ考ヘナケレバナラヌ時節デヤナイカト思ヒテ居リマス、併シ今給料生活者、賃銀

生活者以外ノ農村ノ人達ニ健康保険制度ヲ
擴ムルニハ、如何様ナ法式ニ依ルベキカ、
先程來御話ノヤウナ醫療機關トノ關係、藥
劑機關トノ關係、色々ナ點ヲ考慮スル必要
ガアリマスシ、是ハ十分ナル研究ヲ積ンダ
上デナケレバナラヌト、斯ウ考ヘテ居ルノ
デアリマス、農村醫療問題ノ一ツトシテ、
健康保険ノ如キ制度ニ付テ考究ヲ致スト云
フコトノ必要ニ付キマシテハ、全ク同感ノ
意ヲ表シタイト思ヒマス

改善ヲ施シタイト思フテ居リマス、今回ハ

強制被保險者ノ範圍ヲ擴張スルト云フ點ニ付テ改正ヲ致シタヤウナ次第アリマス

○世耕委員 改正案ノ本旨ニ論及スル前ニ、實ハ現制度ノ趣旨ヲ明ニシテ置キタイト思ウタモノデアリマスカラ、順序トシテ御尋致シタノデアリマスガ、先程來政府側ノ御答辯ニ基イテ考慮致シテ見マスルト、現制度ノ中ニハ長所アリ、短所アリ、相半バズルモノト吾々ハ考ヘルモノデアリマス、隨テ先程來ノ御答辯ノ中ニ吾々ガ承服出來得ナイ實證ガ茲ニ舉ゲラレルト思フノデアリマスガ、私ハ何レ適當ナ機會ヲ得テ、改メテ御尋スルコト、致シマシテ、一應私ノ質問ヲ打切ルコトニ致シマス。

○清水委員 參考書ヲ要求致シタイト思ヒマス、只今ノ世耕君ノ質問ニ關聯致シマシテ、農村ノ醫療問題デゴザイマスガ、農林省モ産業組合ノ關係デ、農村ノ醫療組合ニ組合數、其他之ニ關聯セルコトニ付キマシテ、農林省ノ政府委員カラ其参考書類ヲ提出スルヤウニ御取計ヲ願ヒマス。

○守屋委員長 承知致シマシタ、——佐保君
○佐保委員 私ハ本案ニ對シテ別段反対デ

ハアリマセヌガ、唯茲ニ當局ニ御尋シテ置キタイト思フノハ、保健法ノ第十三條ノ（イ）ノ中ニ「物ノ製造、加工、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業」トアリマスガ 物ノ

製造、加工、修理ノ事業トハドウ云フ事業デアルカ、之ヲ御示シヲ願ヒタイ

○川西政府委員 只今ノ御尋ハ物ノ製造、加工、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業ニ付テ各々ノ概念ヲ説明シロト云フコト、思ヒマスガ……

○佐保委員 事業ノ種類デス

○川西政府委員 是ハ改ッタ文句ヲ使ッテアリマスガ、一口ニ申上ダマスト、今日ノ工場ト申ス種類ノモノデゴザイマス、ソレデ物ヲ製造シ、加工シ、選別シ、包裝シ、修理工場スル、斯ウ云フ普通工場ニ於テ行ハレテ居ル各般ノ業務工程ノ内容ヲ、法律的ニ現ハシマスレバ斯ウ云フ文句ニナリマス、大シテ、農村ノ醫療問題デゴザイマスガ、農林省モ産業組合ノ關係デ、農村ノ醫療組合ニ關係ガアリマス、此農村ノ醫療組合ノ組織、組合數、其他之ニ關聯セルコトニ付キマシテ、後ニ質問致シタイト思フタノデアリマスガ、

レバ、此法ノ適用ヲ受ケテ健康保險ニ加入シロト、縣ヨリ警察ヲ通ジテ當業者ニ言ツテ來テ居ルヤウデアリマス、然ルニ危險ナリ至ル總テノモノニ對シテ之ヲ適用シテ、五人以上使用スルモノニハ直ニ之ヲ適用スル事業ナラ鬼ニ角、地方ノ豆腐屋、蒟蒻屋等、其實情ヲ知ラザルモ甚シイ、豆腐屋ノ如キハ、人ガ寝ニ居ル内ニ造ツテ、人ノ起キル頃ニ賣ニ出掛ケル、斯ウ云フモノニハドウシテモ時間ノ制限ハ出來ナイ、洋服屋デモ裁縫屋デモ同ジデ急ナ、夜通シデ著物ヲ造ルヤウナ場合ニ、時間ノ制限ヲサレ、工場法ノ適用ヲ受ケテ、警察カラ喧シク言ハレタラドウシテモ生活上此事業ハ出來ナイ、洋服屋ノ如キハドウカト云フト、——

○佐保委員 實ハ私ハ之ヲ御尋シテ、然ル只今ノ御答デハ一寸要領ヲ得マセヌガ、兎ニ角府縣ノ事業ノヤウナ電氣ノ傳導又ハ動力ノ發生、電導ノ事業デアルナラバ兎ニ角、斯様ナ法デ喧シク言ハレバ、營業ハ立行カヌ、ソレデ斯様ナ場合ニ洋服屋ヤ、豆腐屋ガ此法ノ適用ヲ受ケルト云フコトハ、實情ニ適シマセヌ、此健康保險法ハ全ク結構デアリトモ規定ガアリマスシ、其他設備ノコトモ

ノ事業ニ迄之ヲ適用スルト云フコトハ不當デナイカト云フ考ヲ懷イテ居リマシテ、其點ニ付テ實ハ反對デスガ、他ニハ何等反對スル所ハアリマセヌ、而モ洋服業、或ハ裁縫業ノ如キハ、稅務署ト社會局トハ全ク違フ、稅務署ハドウデアルカト云フト、洋服業者、或ハ裁縫業者ノ工場ニ對シテハ、製造

工業トシテ認メテ吳レロト言ヘバ、販賣業デアル——布ヲ取寄セテ之ニ加工スルカラ

製造工業デ、單純ナ販賣デナイ、所ガ稅務署ハ販賣業者トシテ課稅スル、即チ此加工工場ト認メナイモノニ對シテ一方ニ於テ此工場法ヲ適用シテ、警察ノ力ヲ以テ健康保險ニ加入セヨト強要スル、是ハ吾々ハ非常ニ不可解デアル、五人カ八人ノ使用人ヲ使テ、「ミシン」ノ一臺ヲ持ツテ居ルカラト言テ、此工場法ノ適用ヲ受ケテハト云フノデ、「ミシン」ヲ隣ノ家ニ移シテ、内密デ裁縫ヲスレバ宜イト云フヤウナ考ヲ懷ク人モ中ニハアルカモ知レヌ、斯様ナコトニ對シテ當局ハドウ考ヘマスカ

○丹羽政府委員 只今ノ佐保君ノ御質問ハ、健康保險法改正法律案ニ關聯シテ、工場法ニ關スル御尋デアッタヤウニ拜承致シマス、工場法ノ方デアリマスト、時間ノコトモ規定ガアリマスシ、其他設備ノコトモ

規定ガアリマス、併ナガラ工場法ノ適用ノ範囲ハ工場法ガ決メテ居リマスノデ、其範囲ハ既ニ明ニナッテ居リマス、健康保險法ノ方ニナリマスト、工場法ヲ適用シマセヌデ——工場法ヲ適用シマスト、御話ノ如ク時間ノ制限ガ起ツタリ、時間ノ制限ガ起ルト申シマシテモ、是ハ實際ニ合フヤウニ色々致シテアルノデアリマスガ、兎モ角モ設備ノコトモ規定ガアル、ソコデ私共ハ本改正案ニ於キマシテハ、工場法ハ小サナモノニハ適用シナイデ宜シイ、併ナガラ労働者ガ病氣ニナッタ時ニハ困ルデハナイカ、困ルカラソコデ不斷カラ僅カナ掛金ヲシテ置イテ、保険ノ厄介ニナッテ、サウシテ卒ザ病氣ニナッタ時ニハ、其處デ醫療ヲ受ケルナリ、療養ノ手當金ト云フ、一種ノ生活費ヲソコカラ給付シヨウト云フヤウナコトニ致シテ居ルノデアリマシテ、健康保險法ヲ小サイ所ニマデ擴張致シマスノハ、工場法ヲ施行セズ——工場法ヲ適用スルト他ノ色々ノ規定ガアリマスカラ、ソレヲ適用シナイデ、サウシテ之ヲ擴張シテ参ラウ、斯ウ考ヘて立案サレテ居ル次第デアリマス

○佐保委員 當局ノ御説明ハ能ク分リマンタガ、僅カ五名、八名、九名ノ家庭工業ト言ハレルモノニ保険法ヲ適用ニナッテ、被傭者ニ對シテ利益ガ行クヤウニ御考ニナルカモ知レマセヌガ、吾々カラ考ヘルト、被傭者ニ對シテハ收入ノ減フ來スカ、或ハ負擔ノ過重ヲ來シハシナイカ、大キナ工場デアルナラバ、所謂資本主ト被傭者トノ間ニ一多數ノ人々ノ間ニ解決ガ出來ルガ、僅ニ五名、十名ノ少數ノ間ニ於テハ、雇主ガ雇傭スル場合ニ於テ、初メカラ斯様ナ負擔ガアルカラ、賃銀ヲ安クスルガソレデ宜イクト云フヤウナ契約ガ成立タヌトモ限ラヌ、又從來ノ傭人ニ對シテハ、斯ウ云フ法律ヲ適用サレルカラ、オ前ノ賃銀カラ差引クガ、ソレデモ差支ナイカト云フヤウナコトニナッテ、結局ハ被傭者ノ負擔ガ非常ニ過重ニナル結果、或ハ收入減ニナルト云フヤウナ虞ガアル、私ハ之ヲ五人以上ト云フコトニサレタコトハ宜シクナイヤウニ思フ、此間本會議ニ於テ述ベラレタ通り、家庭工業ニ於テハ、一家ノ家族同様ニシテ、病氣或ハ其他ノ不幸ニ對シテモ、家族同様ニ世話を致シテ居ル、ソレヲ法律ヲ以テ此情誼ヲ

○丹羽政府委員 是等ノ小工場ニ於キマシテハ、雇主ト労働者トノ間ニ極メテ密接ナ關係ガアリマシテ、人情麗シキモノガアルト云フコトハ、大工場ヨリハ厚イノデハナイカト考ヘテ居リマス、併ナガラ卒ザ病氣ニナリマスト、矢張ソレヲ癒シテヤルダケノ金ヲ使ヒマセヌト癒サレナイ、又病氣ニ罹テ居ル間ノ生活費モ出シテヤラナケレバナラヌト云フコトニナリマスト、是ハ中ムヅカシイコトデアリマス、所ガ健康保險法ニ依リマスレバ、平素僅カナ掛金ヲ致シテ置キマシテ——貯金ヲ致シテ置クヤウナモノデアリマスガ、僅カナ貯金ヲシテ置イテ、ソレモ單獨ニ貯金ヲシタグケデハ病氣ニナッタ時ニ足リマセヌガ、併シ保險デアレバ卒ザ病氣ニナッタト云フ時ニ世話ヲシテ貰ヘル、斯ウ云フコトニナルノデアリマスカラ、御話ノヤウニ家族同様ニシテ居ル者ガ病氣ニナッタ、其時ニ醫者ニモ掛ケルト云フヤウナコトデアレバ、一層ソレヲ看護スルナリ、見舞ヲスルナリシテ、尙ホ人情ノ厚キ所ガ現レテ行クノデハナイカ、斯様ニ考ヘテ居リマス、又御話ノヤウニ、左様ニ人情ノ厚イ所デアリマスレバ、僅カノ掛金ヲ勞働者ノ方ニ轉嫁スルト云フヤウナコトカ、斯ウ云フ考ヲ持テ居リマスガ、當局ノ御考ヲ承リタ